

表 V-3-1 給水申請に伴う必要書類一覧表

様式	書類名	工事種別										備考
		一般								⑨	⑩	
		新設又は改造				改造						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩			
給水装置承認 申込書関係												
様式1	給水装置工事受付チェックリスト（電算入力用）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
様式2-1	給水申込納付金充当申込書	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	給水申込納付金を充当する場合
様式2-2	部屋番号届	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	共同住宅等、複数のメーターを設置する場合
様式3-1	給水装置（新設・改造・修繕・撤去）承認申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	A4厚紙を使用すること
様式3-2	給水装置（新設・改造・修繕・撤去）設計及び精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	CADの設計図面か同等以上のもの（A3厚紙指定）
-	給水装置（新設・改造・修繕・撤去）設計及び精算書（写し）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
様式4	自主検査報告書兼工事検査調査書	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
-	工事記録写真チェック表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
様式5	給水装置工事（検査・施工）届	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	取出し予約、一部使用、完工検査予約時
様式6	一部使用に係る確約書	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	完工検査前に工事等で水道を使用する場合
様式7	給水用具設置数に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-	給水装置工事施工指針に明記されている栓数を超える場合、ただし、水理計算書で問題がないことを確認した場合は不要。
様式8	給水管の維持管理に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	△	メーター設置位置が官民境界から2mを超える場合
様式9	連合給水に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-	連合給水管に接続する場合
様式10-1	井戸切替に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-	既設井戸配管を使用する場合
様式10-2	井戸併用に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-	水道とは別に井水を使用する場合
様式11	三階直結給水用具設置数に係る確約書	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3階給水器具が1栓のみの場合
様式12	貯水槽（受水タンク）等設置に係る確約書	△	△	△	○	△	△	-	-	-	-	貯水槽及び飲料水貯留槽等を設置する場合
様式13	私設メーター設置に係る確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-	私設メーターを量水器設置する場合
様式14	直結給水用増圧装置設置確約書	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	直結増圧給水を行う場合
様式15	工所用給水に係る確約書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	工所用給水の場合
様式16	農地等給水引込みに係る確約書	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農地等建築予定のない土地で水道を使用する場合
様式17	水道直結式スプリンクラー設備設置確約書	△	△	△	-	△	-	-	-	-	-	直結直圧式のスプリンクラーを設置する場合
様式18	浄水器等設置に係る確約書	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	浄水器又は活水器等を給水装置主管部へ設置する場合
様式19	小規模貯水槽水道設置届	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	貯水槽を設置する場合
様式20	小規模貯水槽水道変更（廃止）届	-	-	-	-	△	△	-	△	-	-	貯水槽の変更又は廃止を行う場合
様式21	給水装置承認申込取消届	△	△	△	△	△	△	△	△	-	△	提出した給水装置工事承認申込を取消する場合
-	建築確認済証（写し）	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	建物への給水を行う場合（既存家屋は不要）
-	建築確認申請図面（写し）	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	敷地設定の確認が必要な場合
-	3階直結判定水理計算結果（回答）及び指導要件について、水理計算書（3階直結）	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	
-	直結増圧給水に係る協議願いについて（回答）及び水理計算書（メーター算出）、ポンプ仕様書	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	
-	貯水槽給水の事前協議について（回答）及び貯水槽水理計算書	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	
-	水道番号内訳表	-	△	△	△	-	-	-	-	-	-	集合住宅の場合（様式任意）
-	水道番号一覧表	-	△	△	△	-	-	-	-	-	-	集合住宅の場合（様式任意）
-	水理計算書	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	標準栓数、標準分岐戸数等を超える場合等
道路占用関係												
様式22	道路占用許可申請委任状兼確約書	△	△	△	△	△	△	-	-	△	△	給水管占用又は撤去のため公道を掘削する場合
-	道路占用許可書（市道・県道・国道）	△	△	△	△	△	△	-	-	△	△	公道掘削を伴う場合。市道2部、県道・国道4部
-	道路占用完了届	△	△	△	△	△	△	-	-	△	△	公道の復旧が完了した場合
-	法定外公共物占用許可書	△	△	△	△	△	△	-	-	△	△	水路等に給水管を占用する場合
舗装先行関係												
様式23	給水装置（舗装先行）工事承認申込書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
様式24-1	舗装先行確約書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
様式24-2	舗装先行確約書（区画整理事業者用）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出（土地所有者が異なる場合）
様式25-1	給水装置（舗装先行）工事設計書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
様式25-2	案内図	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
様式25-3~4	平面図、断面図	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
-	公園・勝本（工事場所）又は区画整理図面	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	申込時に提出
-	開発行為許可通知書	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	開発行為に該当する場合（写し可）
-	水道施設設置工事自己施行の承認について	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	配水管を自己施行で布設する場合（写し可）
-	位置指定道路の築造（通知）及び図面	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	位置指定道路を築造する場合（写し可）
様式26	給水装置（舗装先行）工事着手届	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	工事承認後、施工前に提出
-	舗装先行工事工程表	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	着手届に添付
様式27	給水装置（舗装先行）工事完工検査申込書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	完工検査申込時提出
様式28	給水装置（舗装先行）工事設計精算書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	完工検査申込時提出
様式29	給水装置（舗装先行）工事自主検査報告書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	完工検査申込時提出
様式30	給水装置工事施工票	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	完工検査申込時提出
様式31	給水装置新設（舗装先行工事）変更承認申込書	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	申込内容の変更が発生した場合
様式32	給水装置新設（舗装先行）承認申込書取下げ届	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	提出した給水装置工事承認申込（舗装先行）を取消す場合
-	工事写真	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	完工検査申込時提出
非常用給水栓関係												
様式 I	非常用給水栓設置届	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	非常用給水栓設置希望の場合（別途申請）
様式 II	非常用給水栓確約書	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	非常用給水栓設置希望の場合（別途申請）
様式 III	非常用給水栓管理者選任（変更）届	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	非常用給水栓設置希望の場合（別途申請）
様式 IV	非常用給水栓定期点検報告書	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	年1回の点検時提出
様式 V	非常用給水栓使用届	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	非常用給水栓を使用した場合
様式 VI	非常用給水栓廃止届	-	-	-	△	-	-	-	-	△	-	非常用給水栓を廃止した場合
事前協議関係												
様式33	配水管水圧測定依頼書	3階直結給水を予定している場合（事前協議前に実施）										
様式34	3階直結判定に係る協議願い	3階直結給水を予定している場合（承認申込書提出前に実施）										
様式35	直結増圧給水に係る協議願い	直結増圧給水を予定又は切替を予定している場合（増圧ポンプ交換についてはポンプ能力に変更がなければ協議は不要、水理計算書の提出のみ）										
様式36	貯水槽給水に係る協議願い	貯水槽給水を予定している場合（貯水槽規模の変更を伴わない交換は協議不要）										
その他												
様式37	水道給水装置新規登録届（戸建て・集合）	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	一部使用又は完工検査予約時に提出
様式38	一部使用（開・休）受付票	△	△	△	△	△	△	△	△	-	△	一部使用又は完工検査予約時に提出

給水装置工事受付チェックリスト(電算入力用)

新設 (上下水道局で記入)		既存 (改造の場合栓番を記入)									
項目	確認事項						記入欄		水道チェック		
申請日	令和 年 月 日										
家屋種別	1 新築		2 既存								
工事種別	1 新設		2 改造								
口径内容	新設φ mm		改造φ mm→φ mm(別紙コード表参照)								
装置区分	1 専用		2 共用		3 私設消火栓						
一部使用	0 無		1 有								
申込者住所	市内の場合⇒住所コード&番地 市外の場合⇒9999を記入		住所コード		番地						
	更に、市外の場合 ⇒郵便番号&番地		郵便番号		番地						
申込者氏名	フリガナ記載の確認										
工事場所	住所コード参照		住所コード		番地						
職 種	01.家事用 02.家事兼用 03.公衆浴場 11.官公署 12.公園等 13.11以外の非営利施設 14.学校 15.病院 16.事務所 17.店舗 21.工場 31.その他										
事業者名	別紙指定工事事業者コード表参照						S				
主任技術者	番号										
舗装先行	0 無		1 有								
道路掘削	0 無		1 有								
道路種別	上記1の場合 1.国道 2.県道 3.市道 4.私道										
本管管種	1.VP 2.HIVP 3.ACP 4.CIP 5.DIP 6.PP										
本管口径	管網図にて確認のこと						口径 mm				
分岐口径	本管口径より2ランク下であること						口径 mm				
量水器口径	装置内容と比較して適正であること						口径 mm				
親水道番号	既設給水管から分岐の場合その栓番										
栓 数	使用量水器の設置限度内であること						栓				
給水方法	1.直結 2.貯水槽式 3.貯水槽以下式 4.3階直結式 5.増圧式										
道路番号 (旧ブロック番号)	備え付けの住宅地図(ブロック番号記載用)より確認						0 0 - 0				
貯水槽容量	容量計算書と比較し適正であること						有効 トン				
備 考	その他						井戸の有無 (0 無 1 有)				
							戸建住宅で販売区画がある場合(No.)				
							集合住宅の場合(部屋番号一覧表添付)				
							親: 号室				
		φ × (戸)		φ × (共用)							

給水申込納付金充当申込書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

次のとおり 給水申込納付金を充当するため申込みます。

水道番号			メーター状況	<input type="checkbox"/> 預かり	<input type="checkbox"/> 開栓	<input type="checkbox"/> 休止	
			弁償有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
給水装置の設置場所	柏市						
申込者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
申込理由	<input type="checkbox"/> 減径差額充当			<input type="checkbox"/> 移動			
申込内容	項目	給水装置					
		① 充当前		② 充当後		備考	
	設置場所	柏市		柏市			
		番	mm	円	番	mm	円
	水道番号						
	量水器径						
	納付金額						
合計	円			円			

以下上下水道局処理欄

※ 処 理	調 査	① 充当前の納付金合計額 円				
		② 充当後の納付金合計額 円				
	判 定	② 充当後の納付金合計額 円				
	① 免除する納付金額 円					
	③ 今回納付する納付金の額 円 + 消費税額(10%) 円					
	= 円 (消費税込み額)					
決 裁	課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当	受付 年 月 日

※ 共同住宅等において、同一敷地内の一部の権利を充当した場合は、全ての権利放棄に当たらないため、既設給水装置の分岐止めは、申込者の負担により申込者が施工する

受託者処理欄

責任者	台帳入力	受付

給水申込納付金計算書

申込者	住所							
	フリガナ							
氏名								
申込理由	<input type="checkbox"/> 減径差額充当		<input type="checkbox"/> 移動					
申込内容	項目	給水装置						
		① 充当前		② 充当後		備考		
	設置場所	柏市		柏市				
	水道番号	番	mm	円	番	mm	円	
	量水器径							
	納付金額							
	合計			円			円	

部 屋 番 号 届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

下記注意事項承諾の上、次のとおり部屋番号を届出します。

設置場所		住宅名称		
種別	1 廊下式	戸数	メーター	m m
	2 階段式		口径・個数	× 個

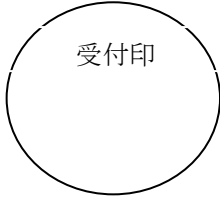
※上記欄に記入できない場合は、別紙に記入(縮尺は任意)すること。

注意事項

- 1 原則として部屋番号届を提出後の変更は認めません。
- 2 メーターの設置時に部屋番号に変更があった場合は、メーターの取付け及び検査は行いません。

給水装置（新設・改造・修繕・撤去）承認申込書

柏市上下水道事業管理者 様



柏市水道事業給水条例の内容に合意し、同条例第10条1項の規定により、給水装置（新設・改造・修繕・撤去）の承認申込に関して裏面の確約事項を承諾のうえ申込みます

令和 年 月 日

		関連水道番号	水道番号
申込者	住所		
	氏名（ふりがな）		
工事場所 ※住居表示	柏市		部屋番号
給水方法	<input type="checkbox"/> 直結式 <input type="checkbox"/> 貯水槽一括式（ m ³ 戸） <input type="checkbox"/> 貯水槽以下式（ m ³ ） <input type="checkbox"/> 3階直結式 <input type="checkbox"/> 増圧式		舗装先行 （ 有 ・ 無 ） （ - - ）
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他（ ）		道路占用・掘削 申請番号 第 号 本復旧（有 ・ 無）

委任欄	委任事項	給水装置の 新設・改造・修繕・撤去 の承認申込及び完工検査に関すること。			
	委任者	住所	氏名		
	受任者	住所	指定給水装置工事事業者名		
		代表者名	指定番号	第 号	TEL
		本工事において、水道法第25条の4に定める主任技術者の職務を責任をもって遂行します。			
	主任技術者	交付番号	第 号	氏名	

決裁	課長	設計	課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当
		専精	課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当
	算						

受託者処理欄				
責任者	工事検査	責任者	台帳入力	受付

備考

家屋（新築・既存）

＜確約事項＞

- 1 本工事に関して、柏市水道事業給水条例の内容に合意して申込みを行うこと。
- 2 本工事に関する利害関係人等から承諾を取り工事を行うこと。また、本工事に関する承認を受けた場合でも、柏市上下水道局が本給水装置の権利義務を確定するものではなく、利害関係人等から異議があるときは、すべて申込者の責任において解決すること。
- 3 工事の施工に関して、関係法令、条例、給水装置工事施行指針等を遵守します。
- 4 工事完了後、柏市上下水道局による維持管理（漏水修理及び切り廻し）の為必要な工事について承諾すること。
- 5 次の各号に掲げる管理者の指示又は指導に従うこと。
 - (1) 給水装置の構造及び材質の指定及び工法、その他工事上の条件に従い施工すること。
 - (2) 当該工事に係る道路面の不陸及び陥没の修復等の指示を受けた場合、必要な措置を行うこと。
 - (3) 工事完了までの期間、現場管理を適切に行うこと。
 - (4) 完工検査完了後1年間は瑕疵担保期間を設け、柏市上下水道局の維持管理範囲で問題が発生した場合は、申込者及び当該受任者の責任で補修すること。
- 6 設置した給水装置を他人に譲渡した場合は、この確約事項を譲受人に継承します。

私は上記確約事項を確認し、合意したので申込みを行います。

令和 年 月 日

申込者 住 所
氏 名
電話番号

※太字は記入必須

※申込者が個人の場合は本人の自署(押印省略可)、法人の場合は記名・押印してください

※全権委任を受けた者であっても、確約事項の代筆は禁止です。代筆が発覚した場合、指定取り消し等の処分対象となる可能性があります

設置場所案内図

(方位)

備考	住宅地図参照場所		
	年度版	北部	南部
	頁	横	縦

※記入にあたっての注意事項

- ①工事場所を案内図の中心とし、「工事場所」と記載すること。
- ②方位は、原則として図面上方を北とし、周辺の地図をわかりやすく図示すること。
- ③案内図の縮尺は1/1500を原則とし、必ず目安となる建築物（官公庁、学校、公園等）及び付近道路線名、河川名等を図示すること。

平面図及び立面図

オフセット図（取り出し位置）

※単位は、長さをm（小数点第2位まで）で表記

（注）原則として、検針業務に支障となる場所（施錠・閉鎖された場所等）には、止水栓及び量水器を設置してはならない。また、コンクリート及びタイル内は極力避けること

自主検査報告書兼工事検査調書（新設・改造）

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

名 称

住 所

主任技術者 交付番号第 号

氏名(自署)

水道番号 _____

太枠内を記入

検査項目		※該当する部分のみ	主任技術者の確認	写真の有無
管種・口径・管延長・水栓位置等が申込書のとおり施工されているか			良・否	
申込書と異なる施工の場合に給排水課の事前の了解を得ているか			良・否	
使用材料・器具の取り付け（接合方法）は適当か			良・否	
逆流防止装置（逆止弁付ボール伸縮丙止水栓等）の設置状況は適当か			良・否	
工事記録写真チェック表のとおり写真を撮影しているか			良・否	
道路上	サドル分水栓設置・撤去の手順は適当か（穿孔コア・密着コア）		良・否	有・無
	サドル分水栓・給水管の設置位置・離隔は適当か		良・否	有・無
	給水管の埋設深さ（配水管と同じ深さ）は適当か		良・否	有・無
	管の防護措置（防食フィルム・明示シート等）は適当か		良・否	有・無
	耐圧試験（5分間以上）の結果0.75MPaか		良・否	有・無
	道路占用の申請書通りに施工しているか		良・否	有・無
	復旧条件通りに路面を復旧しているか（埋戻し転圧, 使用材料等）		良・否	有・無
宅地内	止水栓管・量水器管の官民境界からの設置距離は適当か		良・否	
	止水栓管・量水器管は正しく取付されているか		良・否	
	クロスコネクションではないか		良・否	
	給水管(立ち上げ部分)・継手の接合は正常か		良・否	
	量水器の動作は正常か(エアーが入っていないか)		良・否	
	水栓等の器具の吐出水量は適当か		良・否	
	水栓等の器具の動作は正常か		良・否	

柏市上下水道局記入欄

残留塩素	末端の吐水状況	良・否	最終指針	m ³
備考				
検査日 令和 年 月 日				
検査の結果（合格・不合格）とする。				
検査職員 (補助員)				

修正指示日 令和 年 月 日

完了日 令和 年 月 日

工事記録写真チェック表

(この表は主任技術者のチェック用です。印刷・提出の必要はありません)

対象	撮影内容	撮影方法	備考	提出※	
掘削部分	着工前の路面状況	着工前路面の状況が判明できるように写す。		○	
	既設配水管の土被り			○	
	新設給水管の土被り	スタッフ等を立て、読み目に水系を張り寸法が正確に読み取れるように写す。		○	
	官民境界地点の給水管土被り				
	サドル分水栓の取り出し状況	配水管の洗浄状況・サドル分水栓の設置状況が判明できるように写す。			○
		サドル分水栓の耐圧試験状況が判明できるように写す。(5分後の0.75MPaの指針が正確に読み取れるように写す。)			◎
		バケツへの放水状況・穿孔後のコア破片が判明できるように写す。			○
		挿入機に密着コアをセットし、コア挿入前後の状況が判明できるように写す。			◎
		サドル分水栓の防食フィルム巻き状況が判明できるように写す。			○
		給水管の土被り、配管状況(配水管に対して直角に取り出しているか等)が判明できるように写す。		掘削部分に含めての撮影も可	○
乙止水栓の設置状況(エルボや防食テープの状況)が判明できるように写す。			○		
乙止水栓を開栓した状態でサドル分水栓の方向に水圧テストを行った結果(5分後の0.75MPa)が判明できるように写す。 ※乙止水栓がなく丙止水栓だけの場合は、丙止水栓設置前の給水管を行う			◎		
乙篋、量水器篋の設置状況	設置の向き、場所が分かるように写す。			○	
埋戻し状況	管上300mmまたは400mmに埋設シートを設置したことが判明できるように写す。			○	
配管状況	使用管種が判明できるように写す。(例:ステンレス鋼管の青線)			○	
防護部分	離脱防止金具等取付状況	離脱防止金具等取付状況が判明できるように写す。		掘削部分に含めての撮影も可	
	防食状況	乙止水栓等の防食措置の状況が判明できるように写す。		○	
	通水試験	十分な水圧・水量があることが判明できるように映す。		◎	
路床部分	路床完了後の深さ			○	
路盤部分	下層路盤完了後の深さ	転圧後の埋戻面にスタッフ等を立て、読み目に水系を張り寸法が正確に読み取れるように写す。			
	上層路盤完了後の深さ				
路面復旧部分	仮復旧・本復旧状況	路面にスタッフ等を置き、幅と長さが正確に読み取れるように写す。			
	仮復旧・本復旧転圧状況	道路復旧規定に定める間隔で転圧し、転圧の深さが判明できるように写す。		○	
	路面仕上がり状況	路面の仕上がり状況が判明できるように写す。		○	
その他	工事実施前	使用材料の確認(材料一式をシートに広げ撮影)		◎	
	大口径用及び重量のあるメーターボックスを設置する場合	メーターボックスの下にコンクリート製ベース等を設置していることが判明できるように写す。		◎	
	他に埋設物がある場合	他のサドル分水栓や管との離隔(上下左右)が300mm以上か、正確に読み取れるように写す。		◎	
	分水止めをする場合	サドル分水栓や連合管接合部のキャップ止め、ポリスリーブ巻き戻し状況			◎
		サドルから宅地までの撤去した管の全体の写真			◎
	井戸切り替えの場合	井戸管からの切り替え(井戸管の分水止め)状況が分かるように写す ※クロスコネクションでないと分かるよう撮影			◎
上記以外で工事検査時に確認不可能な部分	当該部分が施工基準どおりに施工されていることが判明できるように写す。			◎	

※ ◎の部分は必須。○の部分は、舗装先行工事で同一掘削断面上の複数取出しの場合は、1箇所だけの提出で可

給水装置工事（検査・施工）届

柏市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

代表者名

電話番号

下記の工事を（検査・施工）したいのでお届けします。

受・附

常磐線の東・西側

完工検査	令和 年 月 日 ()	
取出工事	令和 年 月 日 ()	市・私・県・国道
一部使用	令和 年 月 日 ()	

※取出しと一部使用が同日の場合は、両方に記入してください。

No.	水道番号	恥座	メータ座	No区画・部屋	申込者	工事場所	確認者
1							
2							
3							
4							
5							

- (ご注意) 1 本表は完工検査及び施工予定日の3営業日前までに提出してください。
(但し、10戸以上の集合住宅は7営業日前まで)
- 2 口径40ミリ以上の取出工事は、給排水課職員の立会いが必要になります。
届け出前に給排水課において立会い予約してください。
- 3 取出工事实施の連絡は、当日の8時30分から9時30分までに願います。
- 4 引渡し済の家屋等で検査の条件を満たさない場合は、速やかに顛末書を提出
してください。なお、この場合、指定給水装置工事事業者の効力の停止または
取消しの対象になります。
- 5 検査時間は2営業日前に通知します。
- 6 オートロックの建物は事前に申し出てください。
- 7 道路占用を伴う場合は、完工検査申請時に工事完了届を添付してください。
- 8 下水道との同時検査を希望する場合は、事前に給排水課で予約を取り提出し
てください。(集合住宅等の件数の多いものは除く)
- 9 公道の掘削を行う場合、道路使用許可証の写しを添付してください。
- 10 完工検査の際は自主検査報告書兼工事検査調書を提出してください。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

受任者 **住 所**
会社名
代表者名
電話番号

一部使用に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申込みをしますが、一部使用することについて下記の事項を
受任者と連署のうえ確約します。

記

- 1 工事完了後（入居前及び引き渡し前）すみやかに、完工検査を受けること。なお、検査合格と認められない場合は、予告なく給水停止等の措置を講じられても異議申し立て等をしないこと。
- 2 完工検査のときには、必ず水道料金精算のための届出すること。
- 3 工事のため上下水道局及び第三者に損害を与えたときは、その責を負うこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住** **所**
氏 **名**
電話番号

給水用具設置数に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをしますが、給水用具が水道メーター口径
(mm) の適正数(個) 超えてしまいます。そのため同
時使用等において、水量の不足及び水圧の低下等が生じても、苦情
等申し立てしないことを確約します。

また、第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承
します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

給水管の維持管理に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをしますが、第一止水栓以降の漏水等の維持管理に
ついては、当方の責任において処理することを確約します。

また、第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承
します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

連合給水に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをするにあたり、下記の事項について確約します。
記

- 1 連合給水の新規・改造・修繕工事の際は、連合給水接続している他の給水装置所有者から事前の承諾を得て施工し、水量の不足及び水圧の低下等が生じても、当方の責任において対応すること。
- 2 第一止水栓までが上下水道局の維持管理範囲となるため、それ以降の給水装置の維持管理について、連合給水接続している他の給水装置所有者と連帯して、当方の責任において遅滞なく処理すること。
- 3 第一止水栓以降で漏水等が発生し、柏市上下水道局から指示された相当の期間内に修繕を完了しない場合は、修繕完了までの間、事前の通知なく第一止水栓で給水停止されても異議を申し立てないこと。
- 4 第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承すること。

※太字は記入必須。個人の場合は申込者自署、法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

井戸切替に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをしますが、現在使用している井戸配管を利用し給
水を受けたいと思います。また、井戸配管と上水道配管を完全に切
り離します。

なお、切替後の水圧の変化および既設給水管の老朽化等により、
漏水や濁り等が発生しても、苦情等申し立てしないことを確約しま
す。

また、第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承
します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

井戸併用に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをしますが、当分の間井戸水も使用したいと思いま
す。施工にあたっては、井戸配管と上水道配管を完全に分離し、ク
ロスコネクションが発覚した場合は、事前の通知なく給水停止され
ても異議申し立て等をしません。

なお、完全に上水道に切替えるときには、改めて給水装置工事の
申し込みをすることを確約します。

また、第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承
します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

三階直結給水用具設置数に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みをしますが、3階直結判定に係る協議を行わず三階
に給水器具を設置したいと思います。

このため、給水開始後、三階の給水箇所について水量及び水圧の
不足が生じても苦情等申し立てしないことを確約します。

また、第三者に売渡し又は譲渡する際は、この内容を確実に継承
します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

貯水槽（受水タンク）等設置に係る確約書

私が、この度柏市 地先に貯水槽（受水タンク）を設置するにあたり、下記の事項について確約します。

記

- 1 給水装置及び給水設備の維持管理を行うこと。
- 2 貯水槽内及び以降の水質保全，管理を行うこと。なお，管理不足による水質変化及び水質事故等については，当方で一切の責を負うこと。
- 3 給水施設の維持管理及び水質保全管理について，上下水道局から指示があった場合はその指示に従うこと。
- 4 本給水に伴い，貯水槽以降給水設備の使用，管理について関係法令に基づく届出等すべてを行うこと。
- 5 第三者に売渡し又は譲渡する際は，この条件を確実に継承します。

※太字は記入必須。個人の場合は申込者自署，法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住** **所**
氏 **名**
電話番号

私設メーター設置に係る確約書

私は、この度柏市 地先に給水装置
工事の申し込みを行いますが、私設メーターを設置するにあたり、
下記の事項について確約します。

記

- 1 私設メーターの計測値は目安であり、水道料金に係る水道使用量は、計量法及び柏市水道事業給水条例、同施行規程に基づくことについて使用者等に対し書面をもって説明し理解を得ること。
- 2 設置に伴い発生した計量に関する諸問題については、申込者の責任において処理し、異議を申し立てないこと。
- 3 私設メーターと明確に判断できるよう表示すること。
- 4 私設メーターの設置に関して上下水道局から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 5 第三者に土地等を売渡し又は譲渡する際は、この条件を確実に継承すること。

※太字は記入必須。個人の場合は申込者自署、法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住** **所**
氏 **名**
電話番号

直結給水用増圧装置設置確約書

私は、この度柏市 地先に直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記事項について確約いたします。

記

- 1 増圧装置が停電や突発的な故障等により停止したとき、断水となり水の使用が出来なくなることを使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を一切申し立てしないこと。
- 2 増圧装置の機能を適正に保つため、維持管理を行うこと。
- 3 増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は誠意を持って対応すること。
- 4 増圧装置に起因する紛争等について一切迷惑をかけないこと。
- 5 第三者に売渡し又は譲渡する際は、この条件を確実に継承します。

※太字は記入必須。個人の場合は申込者自署、法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
会 社 名
代 表 者 名
電 話 番 号

工事用給水に係る確約書

- 1 工事期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 2 工事目的
- 3 工事責任者 **住 所**
氏 名
電 話 番 号

私は、この度柏市 地先の工事場所において、工事用給水を申し込みますが、下記の項目を確約します。

記

- 1 工事場所において給水装置を破損させた場合は、申込者の費用にて速やかに復旧します。
- 2 給水装置の維持管理に関して、利害関係人等又は第三者から異議や苦情の申し出があった場合は、全て申込者の責任において解決します。
- 3 工事完了後は速やかに給水管の撤去及び分水止めを申し込み、給水装置の権利を放棄した上で申込者の費用にて工事を行います。
- 4 給水装置の維持管理は申込者において行い、漏水等による料金の減免申請は一切行いません。

※太字は記入必須。個人の場合は自署、法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 **住 所**
氏 名
電話番号

農地等給水引込みに係る確約書

私はこの度、柏市 地先に別紙図面のとおり敷地を設定し、屋外に散水栓等の給水装置設置の申し込みをするのに際して、下記のとおり当該給水装置の管理者を選任するとともに、下記の事項を確約いたします。

記

- 1 給水装置の維持管理を適切に行うこと。
- 2 管理不備等による漏水について、料金減免申請を行わないこと。
- 3 給水装置の維持管理について、上下水道局より指示があった場合は従うこと。
- 4 第三者に土地等を売渡し又は譲渡する際は、この条件を確実に継承すること。

給水装置の管理者 **住 所**
名 称
氏 名
電話番号

水道直結式スプリンクラー設備設置条件確約書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

給水装置設置場所 ※水道番号は上下水道局 にて記載	水道番号	
	設置場所	
設置者（申込者）	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
消防設備士	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
指定給水装置工事 事業者（受任者）	住 所	
	名 称	印
	電話番号	
	主任技術者	

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を確約し適正に管理します。

記

- 1 災害・その他正当な理由による給水の停止及び制限給水、事故、水道施設の工事等による一時的な断水や水圧低下、季節変動等による配水管水圧の低下により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、上下水道局には一切責任を負わないことを認めます。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の火災時の未作動及び火災以外の誤作動による被害については、上下水道局は一切責任を負わないことを認めます。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備と連結している水栓の状態に異常があった場合は、指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、設置者にて処置いたします。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合は、上記1から3の事項の条件付きであることを借家人等に熟知させます。
- 5 本設備の所有者を変更するときは、承諾条件について譲受人に継承いたします。

※太字は記入必須。個人の場合は自署、法人にあつては記名・押印のこと。

浄水器等設置に係る確約書

柏市上下水道事業管理者 様

浄水器等の設置場所（所在地）	柏市
申込者（所有者） 住所 氏名 電話番号	
浄水器等の型式名	

給水装置の主管部への浄水器又は活水器等の設置について、下記の条件を確約します。
記

（水質責任について）

- 1 上下水道局の水質責任範囲は、浄水器等の上流までとし、これより下流は申込者（所有者）の責任で管理します。

（維持管理について）

- 2 柏市水道事業給水条例第17条「給水装置の管理」の規定に基づき、浄水器等の使用に応じて適正な管理を行います。

（利害関係人への周知）

- 3 集合住宅等、申込者（所有者）以外の使用者がいる場合は、浄水器等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。
また、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって引継ぎを行います。

（その他）

- 4 浄水器等に起因して問題が生じた場合は、申込者（所有者）が責任をもって解決します。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

設置者 住 所
氏 名
電話番号

小規模貯水槽水道設置届

小規模貯水槽水道を設置するので、下記のとおり届け出ます。

施設名称								
所在地		柏市						
管理形態	管理状況	自主管理 ・ 委託管理						
	管理会社	住 所 社 名		電話番号				
建物概要	主たる用途	共同住宅（ 戸）・個人住宅・事務所・店舗・学校 工場・病院・旅館・ホテル・その他（ ）						
	竣工年月	年 月		階数		地上 階・地下 階□		
設備概要	受水槽	設置場所	屋内・屋外		地上式・地下式		個数	基
		呼称	縦 × 横 × 深さ		有効容量		m ³	
		材質	F R P ・ コンクリート ・ 鋼製 ・ その他 ()					
	高置水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外			個数		基
		呼称	縦 × 横 × 深さ		有効容量		m ³	
		材質	F R P ・ コンクリート ・ 鋼製 ・ その他 ()					
	量水器関係	直結	個					
		貯水槽以下	個					
	備考							

※10tを超えるものは、上下水道局から保健所へ報告を行います

※太字は記入必須。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

所有者 **住 所**
氏 名
電話番号

小規模貯水槽水道変更（廃止）届

小規模貯水槽水道について下記のとおり変更（廃止）するので届出します。

記

1 水道番号

2 施設名称

3 施設住所

4 変更事項

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 住所
氏名
電話番号

受任者 住所
会社名
電話番号

道路占用許可申請委任状兼確約書

私は、この度柏市 (路線名： 号線) の工事場所において、給水装置工事に伴う道路占用許可申請の諸手続きに関することを柏市上下水道事業管理者へ委任します。また、下記の事項について確約します。

記

- 1 道路復旧工事は、全額申込者の費用負担で施工すること。
- 2 道路復旧工事は、他工事で施工する場合においても、完了するまで当該受任者が責任をもって適切な履行及び管理を行うこと。
- 3 道路工事の施工に起因して第三者へ損害又は紛争が生じた場合は、申込者及び当該受任者の責任において解決すること
- 4 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合は、申込者及び当該受任者において損害賠償又は苦情処理の措置を講ずること。
- 5 道路復旧工事後に、道路管理者又は上下水道局から手直し等の指示があった場合は、速やかにその指示に従うこと
- 6 しゅん工後速やかに上下水道局へ工事施工状況が確認できる写真を添えて完了届を提出すること
- 7 完了届提出後2年間に復旧箇所で問題が発生した場合は申込者及び当該受任者の責任で補修すること。

※太字は記入必須。個人の場合は自署、法人にあつては記名・押印のこと。

令和 年 月 日

舗装先行確約書

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

私は、このたび柏市 地先に給水装置舗装先行工事を申し込みますが、下記事項の全てについて確約します。

記

- 1 柏市水道事業給水条例及び柏市水道事業給水条例施行規程を遵守します。
- 2 工事完了後は自らが責任をもって維持管理するものとし、上下水道局及び第三者に損害を及ぼしたときは、その責を負います。
- 3 工事完了後、区画変更や土地利用等により、上下水道局から給水管の移設撤去の指示があった場合は、自費にて移設若しくは撤去します。
- 4 水道の無断使用が発覚した場合は、無断使用に伴う料金として上下水道局の算定する金額で弁償します。
- 5 工事完了後10年以内に給水条例第10条に定める承認を受けます。また、道路占用開始から10年以内に承認のないものは、事前の通知なく撤去されても構いません。
- 6 第三者に売渡し又は譲渡する場合は、責任を持ってこの条件を継承します。

※太字は記入必須。個人の場合は自署、法人の場合は記名・押印のこと。

令和 年 月 日

舗装先行確約書（区画整理事業者用）

柏市上下水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
氏 名
電話番号

地 権 者 住 所
氏 名
電話番号

保留地の場合は「保留地」と
記入すること

私は、このたび柏市 地区土地区画整理事業区域内 街区
画地先に給水装置舗装先行工事要綱第3条（2）に該当する給水装置舗装先行
工事を申し込めますが、下記事項の全てについて地権者と連帯して確約します。

記

- 1 柏市水道事業給水条例及び柏市水道事業給水条例施行規程を遵守します。
- 2 工事完了後は自らが責任をもって維持管理をするものとし、上下水道局及び第三者に損害を及ぼしたときは、その責を負います。
- 3 工事完了後、区画変更や土地利用等により、上下水道局から給水管の移設撤去の指示があった場合は、自費にて移設若しくは撤去します。
- 4 水道の無断使用が発覚した場合は、無断使用に伴う料金として上下水道局の算定する金額で弁償します。
- 5 工事完了後10年以内に給水条例第10条に定める承認を受けます。また、道路占有開始から10年以内に承認のないものは、事前の通知なく撤去されても構いません。
- 6 第三者に売渡し又は譲渡する場合は、責任を持ってこの条件を継承します。

※太字は記入必須。個人の場合は自署、法人の場合は記名・押印のこと。
様式第24号-2

案 内 図

舗装先行 第 一 号

工 事 場 所	(地番表示) 柏市 地先		
住 宅 地 図	年度版	北 部 ・ 南 部	頁 横 縦

平 面 図

		舗装先行 第 一 号	
		図面種別	平面図（ 申込図 ・ 完工図 ）
		工事場所	柏市
		申込者氏名	
事業者名			

断 面 図

記入上の注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 縮尺は、1/100で作成すること。ただし、欄内に記入できない場合は任意とする。2 宅地ごとに取出しを詳細に記入し、整理番号をつけること。3 管の深さ、配水管からの距離及び使用材料を明示すること。

給水装置(舗装先行)工事着手届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者 住 所
名 称
電話番号

次のとおり着手したのでお届けします。

工 事 場 所	柏市	地先
申 込 者	住 所	氏 名
主任技術者	交付番号第 号	氏 名
承認年月日 及び承認番号	令和 年 月 日	舗装先行第 号
着手年月日	令和 年 月 日	
完工年月日	令和 年 月 日	
添 付 書 類	工事工程表, 道路使用許可証の写し	
備 考		

給水装置(舗装先行)工事完工検査申込書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり完工したのでお届けします。

工 事 場 所	柏 市	地 先
指定給水装置 工 事 事 業 者	名 称 代表者名 電話番号	
担当指定給水装置 主任技術者	交付番号 第 号	氏名
承認年月日 及び承認番号	令和 年 月 日 第 号	
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
添 付 書 類	1 給水装置(舗装先行)工事設計精算書 2 給水装置(舗装先行)工事自主検査報告書 3 案内図 4 平面図(申込記入用) 5 給水装置工事施工票 6 道路占用完了届の写し 7 工事写真	
自己施行本検査 実 施 日	令和 年 月 日 (検査員:水道工務課)	
備 考		

※ 工事完了後7日以内に提出すること。

給水装置(舗装先行)工事自主検査報告書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

名 称

住 所

主任技術者 交付番号第 号

氏名(自署)

以下の工事を検査した結果、次のとおりでしたので報告します。

自主検査日 : 令和 年 月 日

検 査 内 容

【自主検査実施後チェックを記入すること】

検査項目	主任技術者の確認	写真の有無
舗装先行申込, 道路占用申請の図面のとおり施工されているか	良・否	
図面と異なる施工の場合に柏市給排水課の事前の了解を得ているか	良・否	
工事記録写真チェック表のとおり写真を撮影しているか	良・否	
道 路 上	サドル分水栓設置の手順は適切か(穿孔コア・密着コア)	良・否 有・無
	サドル分水栓・給水管の設置位置・離隔は適切か	良・否 有・無
	給水管の埋設深さ(配水管と同じ深さ)は適切か	良・否 有・無
	管の防護措置(防食フィルム・明示シート等)は適切か	良・否 有・無
	耐圧試験(5分間以上)の結果0.75MPaか	良・否 有・無
	復旧条件通りに路面を復旧しているか(埋戻し転圧, 使用材料等)	良・否 有・無
宅 地 内	境界杭は入っているか	良・否
	止水栓筐の官民境界からの設置距離は適切か	良・否
	止水栓筐は正しく取付されているか	良・否
	給水管(立ち上げ部分)・継手の接合は正常か	良・否 有・無
	吐出水量は適切か	良・否 有・無
	表示杭は入っているか	良・否 有・無
道路舗装復旧の状況	・仮復旧済(本復旧は 施工予定) ・本復旧済	
申込者住所 氏名		
工事場所	柏市 地先	

給水装置工事 施工票				舗装先行 第 一 号	
施工年月日	令和 年 月 日			指定給水装置 工事事業者名	
工事場所	柏市			区画番号	
				水道番号	
材料品名	形状・寸法	単位	設計	精算	確認事項
					通水水圧検査 0.75MPa (5分後の値)
					備 考
オ フ セ ッ ト 図					
給水管（道路内） $d \cdot p = \quad \cdot \quad m$ 配水管 $D \cdot P = \quad \cdot \quad m$					
記入上の 注意事項	1 配水管から宅地内取出しの寸法を記入するとともに隣地境界からの寸法も記入すること。 2 縮尺は、任意とし方位は平面図にあわせて作成すること。 3 工事場所欄には、引き込み地の地番だけを記載すること。				

給水装置新設（舗装先行工事）変更承認申込書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申込者 住所
氏名

受任者 住所
氏名

令和 年 月 日付け、柏上給第 号で承認されました給水装置(舗装先行)工事について、工事内容の変更を願いたく、次のとおり申し込みます。

承認年月日	令和 年 月 日	承認番号	第 一 号
工事場所	柏市		
変更内容	(変更前)		
	取り出し管 管種： 管 () mm () 箇所 取り出し管 管種： 管 () mm () 箇所		
	(変更後)		
	取り出し管 管種： 管 () mm () 箇所 取り出し管 管種： 管 () mm () 箇所		
変更理由			
添付書類	給水装置工事承認書の写し 案内図, 内容変更（前・後）平面図 参考図等		
受付印	給排水課	備考	

様式第 I 号

令和	年度
受付 番号	第 号

課 長	副 参 事	統括リーダ-	担当リーダ-	受付・審査

非常用給水栓設置届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

**設置者 住所又は所在地
氏名又は法人名
電 話 番 号**

(法人名の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。)

次のとおり非常用給水栓（新設・改造）の設置について届出いたします。

設 置 場 所	柏 市	
建 物 名 称		
受水槽有効容量	トン	
所 有 者 (設置者と同一 の場合は不要)	住 所 氏 名 電話番号	非常用給水栓の設置について同意いたします。 ※太字は記入必須。個人の場合は申込者自署、法人の場合は記名・押印のこと。
指定給水装置 工事事業者	住 所 工事店名 代 表 者 電話番号	
	指定番号	第 号
	主任技術者	第 号 氏名
備考		

工事完了検査日		検 査 員	
---------	--	-------	--

様式第 I 号

平面図	
建物所在地	
建物名称	

様式第 I 号

立面図	
建物所在地	
建物名称	

非常用給水栓管理者選任（変更）届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

設置者 **住 所**
氏 名
電話番号

「貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準」により，下記の者を管理者として届出いたします。

管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
設置場所		
建物名称		

※太字は記入必須。

非常用給水栓定期点検報告書

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

設置者 住 所
または 氏 名
管理者 電話番号

「貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準」により、次のとおり定期点検を行いましたので報告します。

設置場所	
建物名称	
点検年月日	
点検者名	
点検所見	
是正項目	
添付書類	非常用給水栓の管理状況写真・貯水槽の定期点検結果報告書を合わせて添付してください。

※太字は記入必須。

非常用給水栓使用届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

設置者 **住** **所**
または **氏** **名**
管理者 **電話番号**

「貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準」により、次のとおり災害時に使用しましたので、お届けいたします。

設置場所	
建物名称	
使用日時	月 日 時から 月 日 時まで

給排水課処理欄

給排水課受付受理印	給排水課封印確認印

※太字は記入必須。

非常用給水栓廃止届

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

設置者 **住 所**
氏 名
電話番号

「貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準」により、次のとおり廃止しましたので、お届けいたします。

設置場所	
建物名称	
廃止理由	

給排水課処理欄

給排水課受付受理印	給排水課廃止確認印

※太字は記入必須。

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

依頼者 住所 _____
氏名 _____

配水管水圧測定依頼書

「3階直圧・直結給水に係る実施要領」第5条第1項の規程に基づき、下記のとおり依頼します。

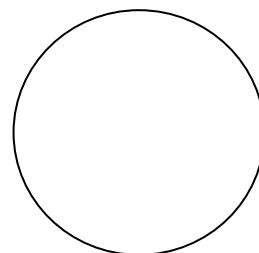
記

- 1 給水装置工事場所 柏市 _____
- 2 事業者名 _____
- 3 建築物の概要
 - (1) 【 】階建て専用住宅
 - (2) 【 】階建て店舗付き併用住宅
 - (3) 【 】階建て集合住宅【 】戸
 - (4) 【 】階建て店舗付き集合住宅【 】戸
- 4 給水開始希望時期 令和 年 月 日 予定
- 5 添付書類 案内図・管網図
- 6 回答書送付先
 - 郵便番号 _____
 - 住所 _____
 - 事業者名・氏名 _____
 - F A X _____
 - 電 話 _____

受託業者記入欄

受付番号 _____

受付者 _____



受付番号 ー
令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名

3階直結判定に係る協議願

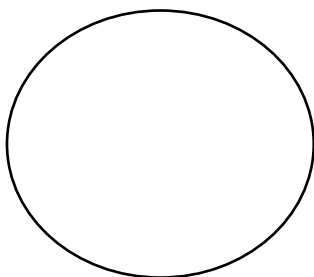
「3階直圧・直結給水に係る実施要領」第5条第3項の規程に基づき、下記のとおり協議願を提出します。

記

- 1 給水装置工事場所 柏市
- 2 事業者名
- 3 建築物の概要
【 ー 】階建【専用・店舗付併用・集合・店舗付集合】住宅
- 4 水圧測定受付番号 【 ー 】
- 5 添付書類 案内図・平面図・立面図・管網図
水理計算書・配水管水圧測定結果
の写し・水圧測定場所と工事場所の
高低差（地番高）が分かる資料

5 回答書送付先

〒
住 所
氏 名
担当者
F A X



受付者 _____

受付番号 一

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

直結増圧給水に係る協議願い

「直結増圧式給水方式に係る実施要領」第13条の規定に基づき、
下記のとおり協議願いを提出します。

記

1 給水装置工事場所 柏市 _____

2 事業者名 _____

3 建築物の概要

(1) 【 】 階建て専用住宅

(2) 【 】 階建て店舗付き併用住宅

(3) 【 】 階建て集合住宅【 】 戸

(4) 【 】 階建て店舗付き集合住宅【 】 戸

4 給水開始希望時期 令和 年 月 日 予定

5 添付書類 案内図・平面図・立面図・系統図・水理計算書等

6 その他

7 回答書送付先

〒 _____

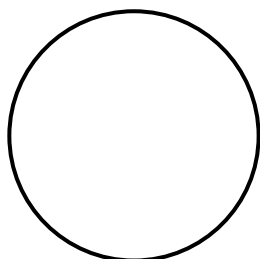
住所 _____

氏名 _____ 担当

F A X _____ T E L _____

給排水課 受付 令和 年 月 日

回答 令和 年 月 日



受付者 _____

令和 年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名

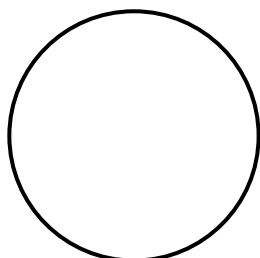
貯水槽式給水に係る協議願い

柏市給水装置工事施行指針に基づき、下記のとおり協議願いを提出します。

記

- 1 給水装置工事場所 柏市 _____
- 2 事業者名 _____
- 3 建築物の概要
 - (1) 【 】階建て集合住宅【 】戸
 - (2) 【 】階建て店舗・事務所・住宅【 】戸
 - (3) 【 】階建て専用住宅
 - (4) 【 】階建て
- 4 給水開始希望時期 令和 年 月 日予定
- 5 添付書類 案内図，平面図，立面(系統)図，貯水槽水理計算書
- 6 その他
- 7 回答書送付先
 - 郵便番号 _____
 - 住所 _____
 - 担当者名 _____
 - F A X _____
 - 電話番号 _____

給排水課記入欄 受付 令和 年 月 日
回答 令和 年 月 日



受付者 _____ 受付番号 _____

水道給水装置 新規登録届

戸 建 用

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

住所

届 出 人

指定工事店

氏名

電話

水 道 番 号				道順番号(旧ブロック番号)				実 施 年 月 日			
				0 0 —				年 月 日			
水栓所在地		柏市						施設名 (方書)			
所 有 者		住 所 〒						部屋名			
		フリガナ						電 話 番 号			
		氏 名									
※所 有 者		住 所 〒						部屋名			
		フリガナ						電 話 番 号			
		氏 名									
量水器	用途コード	口 径	量水器番号	検 満 年 月		設 置 年 月 日		指 針			
		Φ		年 月		年 月 日		m ³			
住 宅 地 図 (年版)		P 横		縦		職 種 コード		種 類 コード			
備 考											
						受 付	精算実施者	電算入力	確 認		

※ 所有者が複数名の場合に記入

水道給水装置 新規登録届

集合住宅用

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

住所

届出人

指定工事店

氏名

電話

水栓所在地	柏市		施設名(方書)				
所有者	住所	部屋名					
	フリガナ					電話番号	
	氏名						
設置年月日	住宅地図()	年版	道順番号(旧ブロック番号)		用途コード	職種コード	種類コード
年 月 日	P	横	縦	0 0	-	0	
部屋番号							
水道番号							
量水器番号							
口径	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ
検満年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
指針	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
部屋番号							
水道番号							
量水器番号							
口径	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ
検満年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
指針	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
部屋番号							
水道番号							
量水器番号							
口径	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ	Φ
検満年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
指針	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
備考	受付		精算実施者	電算入力	確認	実施年月日	
オートロック 有 無 丙止水栓 レバー式 蝶ねじ式 クワトロ 有 無						年 月 日	

●口径変更及びメーター預け等でメーターを出庫する場合も、記入すること。

一部使用受付票【開・休・その他()】

水道番号		道順番号 (旧ブロック番号)
開始・休止日	年 月 日	0 0 ー
水栓所在地	柏市 (方書) (フリガナ)	
使用者氏名	(フリガナ)	TEL
		TEL

送付先住所	〒 (方書) (フリガナ)		
使用者氏名	(フリガナ)	TEL	
		TEL	
名 変	事由()	月より変更	口座 (有・無・停止・継続)

精 算	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 現地精算 (月 日 午前・午後 時)		
料 金	<input type="checkbox"/> 未納無し <input type="checkbox"/> まとめて送付		

量水器	用途コード	口径	量水器番号	検満年月	設置年月	指 針
				年 月	年 月 日	m ³

備 考	職種コード	種類コード
	3 1	

届 出 者	電 話	受 付	精算実施者	入 力	確 認

4 関係法令

4.1 柏市水道事業給水条例

昭和36年12月25日

条例第42号

改正 昭和38年3月29日条例第18号
昭和41年4月1日条例第17号
昭和42年7月5日条例第33号
昭和42年12月26日条例第43号
昭和43年12月23日条例第39号
昭和46年4月1日条例第22号
昭和47年1月1日条例第3号
昭和47年4月1日条例第21号
昭和48年4月14日条例第23号
昭和51年3月19日条例第23号
昭和55年3月25日条例第20号
昭和59年3月28日条例第17号
昭和60年3月26日条例第10号
平成3年12月25日条例第26号
平成9年3月28日条例第4号
平成10年3月27日条例第22号
平成11年3月26日条例第20号
平成12年3月24日条例第1号
平成13年12月27日条例第38号
平成14年12月26日条例第30号
平成15年3月27日条例第1号
平成17年3月22日条例第94号
平成18年3月29日条例第24号
平成20年6月30日条例第28号
平成24年12月26日条例第35号
平成25年12月25日条例第52号
平成31年3月22日条例第3号
平成31年3月22日条例第6号
令和元年12月20日条例第21号
令和2年2月14日条例第2号

〔注〕平成9年から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第18条）

第3章 給水（第19条—第26条）

第3章の2 貯水槽水道（第26条の2—第26条の4）

第4章 料金、手数料及び給水申込納付金（第27条—第36条）

第5章 管理（第37条—第42条）

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第43条—第45条）

第7章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持することに関し必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

（平24条例35・一部改正）

（給水区域）

第2条 給水区域は、本市全域とする。

（定義）

第2条の2 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専用するもの）
- (2) 共用給水装置（2世帯又は2か所以上で共用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

（平10条例22・一部改正）

第4条及び第5条 削除

（平10条例22）

（給水装置の所有者の代理人）

第6条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（平10条例22・一部改正）

（管理人の選定）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項に規定する管理人を不相当と認めるときは、その変更を求めることができる。

(平10条例22・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、同居人、使用人その他の従業者等の行為に関しこの条例に定める義務を負わなければならない。

(平10条例22・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

第9条 削除

(平10条例22)

(給水装置の新設等の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みに際し必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平10条例22・平13条例38・令元条例21・一部改正)

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事しゅん工後に管理者の工事検査（以下「完工検査」という。）を受けなければならない。

(平10条例22・全改)

(給水管及び給水用具の指定)

第12条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平10条例22・全改)

(給水装置の新設等の費用負担)

第13条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、本市においてその費用を負担することができる。

(平10条例22・全改)

(工事費の算出方法)

第14条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(平10条例22・一部改正)

(工事費の予納)

第15条 管理者に給水装置工事を申し込む者（以下「申込者」という。）は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の定める納期限内に予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、当該工事しゅん工後に精算する。

(平10条例22・全改)

(給水装置の所有権の留保)

第16条 工事費が完納されるまでは、その給水装置の所有権を本市に留保し、その管理は申込者が行う。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の管理)

第17条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の変更)

第18条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が工事を施行することができる。

(平10条例22・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わな

い。

(水道メーターの設置)

第20条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に本市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため必要と認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 前2項の規定により設置するメーターの位置は、管理者が定める。

(令元条例21・一部改正)

(メーターの管理)

第21条 メーターは、管理者が設置して水道使用者等に保管させる。

2 前項の保管者は、適正にメーターを管理しなければならない。

3 保管者は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(平10条例22・一部改正)

(給水契約の申込み)

第22条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平10条例22・全改)

(届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を中止するとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消火演習に使用するとき。

(平10条例22・一部改正)

第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 以前の使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2) 代理人及び管理人に変更があったとき又は住所に変更があったとき。

(3) 給水装置の所有権の変更があったとき。

(4) 消火に使用したとき。

(平10条例22・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第25条 私設消火栓は、消防又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消火演習に使用するとき、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置の機能又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があ

ったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 管理者は、前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平9条例4・平10条例22・一部改正)

第3章の2 貯水槽水道

(平14条例30・追加)

(管理者の責務)

第26条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の使用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例30・追加)

(水質の検査)

第26条の3 管理者は、貯水槽水道によって供給される水の水質について、その水道の使用者から色、濁り、臭い、味及び残留塩素に係る調査の依頼があったときは、必要な調査を行い、その結果を依頼者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の調査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平14条例30・追加)

(設置者の責務)

第26条の4 簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下この条において同じ。)の設置者が行うその水道の管理及び検査は、法第34条の2の規定によるものとする。

- 2 小規模簡易専用水道(柏市水道法施行等条例(平成19年柏市条例第54号)第2条第2項第3号に規定する小規模簡易専用水道をいう。以下この条において同じ。)の設置者が行うその水道の管理及び検査は、同条例第20条及び柏市水道法等施行規則(平成20年柏市規則第45号)第21条の規定によるものとする。

- 3 簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例30・追加, 平20条例28・一部改正)

第4章 料金, 手数料及び給水申込納付金

(料金の納付義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(平10条例22・一部改正)

(料金)

第28条 料金は、基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

- 2 前項の基本料金及び従量料金は、給水管の口径(メーターの取付け部分の口径をいう。以下同じ。)の大きさ及び使用水量に応じ、1か月につき次の表に掲げる額とする。

基本料金		従量料金		
給水管の口径	額	使用区分	使用水量	額（1立方メートル当たり）
13ミリメートル	460円	一般用	1立方メートルから 10立方メートルまで	60円
20ミリメートル	1,240円		11立方メートルから 20立方メートルまで	100円
25ミリメートル	2,030円		21立方メートルから 30立方メートルまで	155円
40ミリメートル	6,240円		31立方メートルから 50立方メートルまで	210円
50ミリメートル	9,200円		51立方メートルから 100立方メートルまで	280円
75ミリメートル	23,100円		101立方メートル以上	370円
100ミリメートル	49,400円		公衆浴場用	1立方メートル以上
150ミリメートル	113,000円			
200ミリメートル	210,000円			

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に水道を使用する場合をいう。

（平11条例20・全改，平13条例38・平17条例94・平18条例24・平25条例52・平31条例3・令元条例21・一部改正）

（料金の算定）

第29条 管理者は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検（以下「検針」という。）を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分の料金を算定するものとする。ただし、管理者は、必要と認めるときは、検針を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の各月の使用水量は等量とみなし、1か月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときはこの端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に検針を行うことができる。

(令元条例21・一部改正)

(使用水量の認定)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前4か月間又は前年同期の使用水量等を考慮して行う。

(共用給水装置等の使用水量の認定)

第31条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者は、必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

(平10条例22・一部改正)

(料金の算定方法の特例)

第32条 第28条第2項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日から最初の検針を行う日まで又は最後の検針の日から水道の使用を中止するまでの間の基本料金は、同項に規定する基本料金の額に次の表の左欄に掲げる使用日数に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

使用日数	割合
15日を超えないとき	100分の50
15日を超え、1か月を超えないとき	100分の100
1か月を超え、1か月と15日を超えないとき	100分の150
1か月と15日を超え、2か月を超えないとき	100分の200

2 月の中で給水管の口径に変更があった場合の当該月分の基本料金については、その使用日数の多い給水管の口径の額を適用することとし、使用日数が等しいときは変更後の給水管の口径の額を適用することとする。

(平11条例20・全改)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第33条 建設工事その他の理由により臨時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、使用中止の際、これを精算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(平17条例94・一部改正)

(手数料)

第35条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。

- (1) 法第16条の2第1項に規定する指定をするとき 1件につき 15,000円
 - (2) 法第16条の2第3項ただし書に規定する確認をするとき 1件につき 8,000円
 - (3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 13,000円
 - (4) 法第25条の7に規定する変更の届出に伴い、法第16条の2第1項に規定する指定又は法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けたことを証する書面の再交付をするとき 1件につき 3,000円
 - (5) 第11条第2項に規定する設計審査をするとき 1件につき 4,000円
 - (6) 第11条第2項に規定する完工検査をするとき 1件につき 4,000円
 - (7) 各種の証明をするとき 1件につき 300円
- 2 前項の手数料は、管理者が定める納期限内に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平11条例20・全改，令元条例21・一部改正)

(給水申込納付金)

第35条の2 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）

をしようとする者は、管理者に対し、管理者の定める納期限内に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、変更後の給水管の口径に係る納付金の額と変更前の給水管の口径に係る納付金の額との差額とする。

2 納付金は、次の表に掲げる納付金の額に100分の110を乗じて得た額とする。

給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	82,000円
20ミリメートル	193,000円
25ミリメートル	362,000円
40ミリメートル	1,120,000円
50ミリメートル	1,700,000円
75ミリメートル	4,200,000円
100ミリメートル	9,000,000円
150ミリメートル	20,000,000円
200ミリメートル	41,000,000円

3 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平9条例4・平10条例22・平11条例20・平17条例94・平18条例24・平25条例52・平31条例3・一部改正)

(料金、手数料及び納付金等の減免)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、納付金その他の費用の全部又は一部を免除することができる。

第5章 管理

(検査等及び費用負担)

第37条 管理者は、管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 管理者は、メーターの管理上又は点検上必要と認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に必要な措置を指示することができる。

3 前2項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認がされたときは、この限りでない。

(平10条例22・追加、平13条例38・平15条例1・令2条例2・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

- (1) この条例により納付すべき料金、手数料、納付金、修繕料、工事費等を期限内に納入しないとき。
- (2) 料金、手数料の徴収又は納付金の納入を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (3) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 使用者が第29条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨害したとき。
- (5) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(令元条例21・一部改正)

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2,000円以下の過料を処する。

- (1) 第10条第1項に規定する承認を受けずに、給水装置工事をした者

- (2) 正当な理由がなく、第20条のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第37条の検査及び第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第17条第1項の給水装置管理の義務を著しく怠った者
- (4) 前条第2号に該当する行為をした者

(平10条例22・平13条例38・令元条例21・一部改正)

第40条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例1・全改)

(給水装置の切離し)

第41条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が90日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用見込みがないとき。

第42条 削除

(平10条例22)

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(平24条例35・追加)

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 法第3条第8項に規定する水道施設の新設に係る工事
- (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (3) 沈^{ちん}でん池、濾^ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(平24条例35・追加)

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（平24条例35・追加，平31条例6・一部改正）

（水道技術管理者の資格）

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

（平24条例35・追加，平31条例6・一部改正）

第7章 補則

（平24条例35・旧第6章繰下）

（委任）

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平24条例35・旧第43条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和37年1月1日から施行する。
- 2 第29条の規定は、この条例施行の日の属する月の定例日における点検後の給水に係る料金について適用し、当該点検以前の給水に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、従前の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続はそれぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。
- 4 柏市水道給水条例（昭和30年柏市条例第9号）は、廃止する。
- 5 平成17年3月28日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町給水条例（平成12年沼南町条例第36号。以下「沼南町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17条例94・追加)

- 6 旧沼南町の区域（沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域をいう。）内における料金の算定に係るこの条例の規定は、沼南町との合併日以後の検針について適用し、沼南町との合併日前の検針については、沼南町条例の例による。この場合において、沼南町との合併日の直前の定例日（沼南町条例第25条第1項の規定によりメーター点検を行う日をいう。）から継続して使用している水道については、当該定例日から沼南町との合併日以後最初の定例日までを1か月分として料金を算定する。

(平17条例94・追加)

- 7 沼南町との合併日前に沼南町条例に基づく申請又は申込みの手続をした者が納付すべき手数料又は納付金については、この条例の規定にかかわらず、沼南町条例の例による。

(平17条例94・追加)

- 8 沼南町との合併日前にした沼南町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、沼南町条例の例による。

(平17条例94・追加)

附 則（昭和38年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第43号）

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第28条第1項第1号の規定は、昭和47年4月以降第2回目の検針分から適用する。

附 則（昭和48年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第23号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、施行日以後第2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条第1項第1号から第3号まで及び第35条の2第2項の規定は、施行日以後に給水装置工事の施行の申込みをしたものについて適用する。

附 則（昭和55年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は、施行日以後第2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は、施行日以後2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 3 （前略）この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は施行日以後第2回の検針分の料金から適用し、第1回の検針分の料金についてはなお従前の例による。

附 則（平成9年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条（中略）の規定は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる使用料等については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)・(2) （略）

(3) 平成9年7月1日前から継続して使用している水道の同日以後第1回の検針に係る料金

(4)～(16) (略)

附 則 (平成10年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第10条第1項の規定により申込みをした工事については、この条例による改正後の第10条、第11条、第35条、第35条の2及び第37条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定中同条第2項の表の基本料金の額の欄及び従量料金の額の欄に係る部分は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第28条の改正規定中同条第2項の表の基本料金の額の欄及び従量料金の額の欄に係る部分の施行の日前から継続して使用している水道の同日以後第1回の検針に係る料金については、改正後の第28条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日に申請又は申込みの手続をした者が納付すべき手数料又は給水申込納付金については、改正後の第35条第1項及び第35条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

4 この条例の施行の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年条例第30号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第1号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第94号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第35号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前から継続して使用している水道に係る施行日以後最初の検針に係る料金
 - (2) 施行日前に申込みをした給水装置の新設又は改造に係る納付金

附 則（平成31年条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前から継続して使用している水道に係る施行日以後最初の検針に係る料金
 - (2) 施行日前に申込みをした給水装置の新設又は改造に係る納付金

附 則（平成31年条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第44条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和元年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条第1項第1号の改正規定及び同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第35条第1項第1号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の指定の申請に係る手数料について適用し、同日前の指定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

4.2 柏市水道事業給水条例施行規程

昭和61年4月1日

水道事業管理規程第2号

改正 平成4年12月25日(水管)規程第10号

平成10年3月27日(水管)規程第2号

平成11年4月1日(水管)規程第3号

平成13年6月29日(水管)規程第3号

平成15年3月31日(水管)規程第1号

平成16年3月31日(水管)規程第4号

平成24年3月27日(水管)規程第4号

平成26年3月31日(水管)規程第3号

令和元年12月20日(水管)規程第1号

令和2年3月31日(水管)規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市水道事業給水条例(昭和36年柏市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選定届)

第2条 条例第6条の規定により給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が代理人を置くときは、代理人選定(変更)届により柏市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。

(平4水管規程10・一部改正)

(管理人の選定届)

第3条 条例第7条第1項の規定による管理人の選定の届出は、管理人選定(変更)届によらなければならない。

(平4水管規程10・平10水管規程2・一部改正)

(給水装置の構成等)

第4条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター等をもって構成する。ただし、管理者が認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。

3 給水管の口径は、給水装置の所要水量、給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(平4水管規程10・平10水管規程2・一部改正)

(受水タンクの設置)

第5条 一時に多量の水を使用する施設及び病院その他常に一定の水量の貯留を必要とする施設は、受水タンクを設けなければならない。ただし、管理者が設置を要しないと認めるときは、この限りでない。

(平13水管規程3・全改)

(給水装置の新設等の申込み等)

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置(新設・改造・修繕・撤去)承認申込書によらなければならない。

2 条例第10条第1項の規定により申込みをした者は、その申込みを取り消そうとするときは、直ちに給水装置承認申込取消届を管理者に提出しなければならない。

(平4水管規程10・平10水管規程2・一部改正)

(変更)

第7条 条例第10条第1項の規定により承認を受けた者は、その承認事項を変更しようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(平10水管規程2・全改)

(給水装置工事の設計)

第8条 条例第11条第2項の規定により審査を受けなければならない設計の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 受水タンクを設けるものにあつては、受水タンクの給水口まで

2 前項第2号に該当するものの審査を受ける場合においては、受水タンク以下の設計図書を併せて提出しなければならない。

(平4水管規程10・平10水管規程2・一部改正)

(給水管の指定)

第9条 条例第12条第1項の規定により、公道（公道と同等の又は公道に準じる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定する。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン管（口径が25ミリメートルの給水管に限る。）又はステンレス鋼管
- (2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管

(平10水管規程2・全改、平26水管規程3・一部改正)

第10条 削除

(平10水管規程2)

(工事費の算出方法)

第11条 条例第14条に規定する工事費の算出方法は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 材料費 管理者が定める材料単価に所要の数量を乗じて得た額
- (2) 労力費 管理者が定める工種別賃金の額に所要の員数を乗じて得た額
- (3) 道路復旧費 管理者が定める道路復旧費用単価に復旧面積を乗じて得た額
- (4) 間接経費 前3号に定める費用の合計額に管理者が定める率を乗じて得た額

(平4水管規程10・一部改正)

第12条 削除

(平10水管規程2)

(計量制の例外)

第13条 条例第20条第1項ただし書の規定により本市の水道メーター（以下「メーター」という。）によって計量しないで給水することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私設の消火栓
- (2) 工事その他の理由による臨時的な給水でメーターによって計量する必要がないと管理者が認めるもの

(平4水管規程10・一部改正)

(メーターの設置基準)

第14条 条例第20条第1項に規定するメーターの設置は、1建築物につき1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住宅、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

(平4水管規程10・令元水管規程1・一部改正)

(メーターの設置位置等)

第15条 条例第20条第3項に規定するメーターの設置の位置は次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは水平に設置しなければならない。

- (1) メーターの点検が容易にできること。
- (2) 常に乾燥していること。
- (3) メーターを損傷するおそれがないこと。

2 メーターは、管理者が指定したメーターボックスで保護しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

(平4水管規程10・令元水管規程1・一部改正)

(受水タンク以下の装置)

第16条 条例第20条第2項に規定する使用水量を計量するため必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者等が異なるとき。
- (2) 受水タンク以下の装置が住宅部分と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者等が異なるとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めるとき。

2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する場合における給水装置に設置する水道メーターは、水道使用者等に充てさせることができる。この場合の水道メーターは、あらかじめ管理者の承認を受けたものでなければならない。

3 メーターを設置する受水タンク以下の装置に係る工事は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。この場合における工事の設計及び施行は、給水装置工事の設計及び施行に準じて行うものとする。

(平4水管規程10・平10水管規程2・令元水管規程1・一部改正)

(メーターの管理)

第17条 メーターを設置する場所には、点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、管理者は当該メーターの位置を変更することができる。

(平4水管規程10・一部改正)

(申込み及び届出の様式)

第18条 条例第22条の規定による申込みは、給水契約申込書による。

2 条例第23条及び第24条の規定による次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止するとき 給水装置使用中止届
- (2) 水道の用途を変更するとき 水道用途変更届
- (3) 消火演習に使用するとき 消火栓使用届
- (4) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき 給水装置使用者名義変更届
- (5) 代理人若しくは管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき 代理人選定(変更)届又は管理人選定(変更)届
- (6) 給水装置の所有権に変更があったとき 給水装置所有者変更届
- (7) 消火に使用したとき 消火栓使用届

(平4水管規程10・平10水管規程2・令2水管規程9・一部改正)

(給水装置及び水質の検査請求等)

第19条 条例第26条第1項に規定する給水装置又は水質についての検査請求は、給水装置(水質)検査請求書によるものとする。

2 前項の検査請求に対する通知は、給水装置(水質)検査結果通知書によるものとする。

(平4水管規程10・一部改正)

(簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の基準等)

第19条の2 条例第26条の4第3項の規定による貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 次に掲げる基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(平15水管規程1・追加、平16水管規程4・令2水管規程9・一部改正)

(水道使用者標識の掲示義務)

第20条 所有者は、門戸等が見やすい場所に管理者の交付する水道使用者標識を掲示しなければならない。

(平4水管規程10・一部改正)

(料金の月計算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、メーターの点検(以下「検針」という。)を毎月行う場合にあっては前月の検針日の翌日から当月の検針日までを1か月とし、検針を隔月に行う場合にあっては前々月の検針日の翌日から当月の検針日までを2か月として算定する。

(平4水管規程10・一部改正)

(使用水量の通知)

第22条 条例第29条第1項の規定により検針を行ったときは、その都度検針票に使用水量を記入し、当該使用者に通知する。

(平4水管規程10・一部改正)

(共同住宅の料金計算)

第23条 管理者は、共同住宅(2年未満の期間を定めた借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物賃貸借に係る契約により使用されるものを除く。)で次に掲げる要件を備えているものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅の総使用量をその戸数で除した水量を基礎とし、それぞれに条例第28条の料金表を適用して算定した額の合計額とすることができる。この場合における各戸の給水管の口径(メーター取り付け部分の口径をいう。以下同じ。)は、20ミリメートルとみなす。

(1) 1個のメーターで計量し、水道を専ら家事の用に使用すること。

(2) 各戸が独立して用いられる居室であること。

(3) 各戸に台所及び便所が設置されていること。

2 前項の規定による申請は、水道料金特例扱い適用申請書によらなければならない。

(平4水管規程10・平13水管規程3・平24水管規程4・一部改正)

(臨時給水の料金計算)

第24条 第13条第2号に規定する工事その他の理由による臨時的な給水でメーターによって計量する必要がないと認めるものに係る料金は、管理者が認定する給水管の口径及び使用水量に基づき算定する。

(平4水管規程10・一部改正)

(使用水量の認定申請等)

第25条 給水装置の破損により漏水があった場合において条例第30条に規定する使用水量の認定を申請しようとする者は、水道使用水量認定申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項に定めるほか、使用水量の認定について管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(平4水管規程10・一部改正)

(料金等の減免申請)

第26条 条例第36条に規定する料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の軽減又は免除(以下「減免」という。)を申請しようとする者は、水道料金等減免申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(平4水管規程10・一部改正)

(給水装置構造等確認申請)

第26条の2 条例第37条の2第2項ただし書に規定する確認を受けようとする者は、給水装置構造等確認申請書に給水装置(新設・改造・修繕・撤去)設計及び精算書を添付し、管理者に提出しなければならない。

(平10水管規程2・追加)

(給水停止の通知)

第27条 条例第38条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ給水停止予告状で通知し、停水執行後、給水停止通知書を発行する。

(平4水管規程10・一部改正)

(職員の身分証明)

第28条 水道法(昭和32年法律第177号)第17条第2項に規定する給水装置の検査に従事する職員の証明書は、管理者が発行する身分証明書によるものとする。

第29条 削除

(平4水管規程10)

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第23条の規定は、この規程の施行の日以後2回目の検針分の料金から適用する。

3 この規程の施行の際、現に従前の規定によりなされた許可、承認その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

4 この規程の施行の際、既に作成された様式で現に使用しているものは、この規程の相当規定により作成されたものとし、当分の間使用することができる。

附 則(平成4年水道事業管理規程第10号)

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成10年水道事業管理規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年水道事業管理規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年水道事業管理規程第3号）

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成15年水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年水道事業管理規程第4号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年水道事業管理規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の第23条第1項の規定の適用を受けている共同住宅に係る料金計算の特例の要件については、改正後の第23条第1項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年水道事業管理規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年水道事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年水道事業管理規程第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

4.3 3階直圧・直結給水に係る実施要領

制定 平成 11 年 3 月 10 日

施行 平成 11 年 4 月 1 日

改訂 令和 5 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、3階建て建物へ直結直圧式による給水を行う場合の取扱いを定めるものとし、定めのないものについては、「給水装置工事施行指針」によるものとする。

(解説)

1 この要領は、配水管の水圧を利用して3階建て建物に対して、貯水槽を経由せず直接給水する場合の取扱いを定めるものである。

(対象範囲)

第2条 対象範囲は直結直圧式による給水が可能な3階建て建物とする。なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取扱う工場等で、水質汚染を発生する可能性がある場合は、貯水槽方式による給水をする。貯水槽方式の詳細はⅡ-4-1及びⅡ-7-1を参照すること。

1 3階を超える建物であっても、4階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

(解説)

1 対象範囲は、2階建て以下の建物に直結直圧式により給水する場合と同様とする。

(実施条件)

第3条 実施にあたっては、以下に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

(1) 配水管水圧

申請場所直近の消火栓&において、1週間の水圧を測定し、この測定値の最小水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合（以下「換算水圧」という。）に、0.2MPa以上であること。

(2) 給水装置の高さ

3階に設置する給水装置の最高位は、原則として配水管を起点として7.5m以上9.7m以下であること。

(3) 給水管の分岐口径

配水管からの分岐口径は2段階以下であること。また、最大分岐口径は50mmとする。

(解説)

1 配水管水圧は、配水管系統を考慮し、工事予定場所に最も近い消火栓等を選定し、自記録水圧計等により連続1週間以上測定して、測定場所と工事予定場所の高低差を考慮した水圧を基準とする。

(貯水槽以下給水設備からの切替え)

第4条 貯水槽以下給水設備から切替えを行う場合、厚生労働省健康局水道課長通知「受水槽以下設備

を給水装置に切替える場合の手続きについて」に準拠するものとする。

(解 説)

- 1 貯水槽以下給水設備から切替えを行う場合、厚生労働省健康局水道課長通知「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」に準拠すること。ただし、実施する耐圧試験については、0.75MPaとする。

(事前協議)

第5条 この要領に基づき給水を受けようとするものは、給水装置承認申込を行う前に、「配水管水圧測定依頼書」(様式33)により配水管水圧測定を柏市上下水道事業管理者(以下「管理者」)に依頼しなければならない。

- 2 管理者は配水管水圧を測定し、「配水管水圧測定結果について(回答)」にて回答するものとする。
- 3 前項の回答を基に、水理計算を行い、給水装置承認申込前に十分協議を行うものとする。

(解 説)

- 1 3階建て建物への直結直圧給水を受けようとするものは、給水装置承認申込を行う前に、配水管の水圧測定を管理者へ依頼しなければならないものとする。
- 2 依頼書の提出があった場合あった場合、柏市上下水道局において、配水管水圧を自記録水圧計等により連続1週間以上測定し、依頼者に回答する。
- 3 3階建て建物への直結直圧給水を受けようとするものは、給水装置承認申込前に「3階直結判定に係る協議願い」(様式34)に次の書類を添付し、事前協議を行うものとする。管理者は、提出された書類等を適正に審査し、直結直圧式給水の可否を判断するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 立面図
- (4) 管網図
- (5) 配水本管から宅内末端水栓までの水理計算書
- (6) 配水管水圧測定結果
- (7) その他

(設計条件)

第6条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 設計水圧

分岐しようとする配水管の設計水圧は、0.2MPaとする。

- (2) 給水管口径の決定

給水管等の口径決定にあたっては利用形態等を考慮し同時使用水量を適切に算出する。算出にあたっては、ウェストン公式により決定する。

- (3) 逆流防止装置等の設置

量水器上流側の止水栓の種類に関わらず、下流側に逆流防止装置又は止水栓を設置しなければならない。

(解説)

- 1 設計水圧は、周辺地域での水道需要や管網により現状水圧が変化することが想定されるため、水圧測定結果の如何にかかわらず、0.2MPaとする。
- 2 給水管口径
 - (1) 給水管等の口径を決定するため、同時使用水量を適切に設定しなければならない。
 - (2) 同時使用水量の設定を誤ると、過大な設備投資や給水不良等の原因となる。特に用途未定の建物へ給水を行う場合は十分注意をすること。
- 3 逆流防止装置等は、給水装置からの逆流防止等や維持管理上の観点から必ず設置するものとする。

(他の給水方式との併用)

第7条 直結直圧方式と直結増圧方式又は、貯水槽方式と併用する場合、直結直圧給水は2階までとする。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に、3階直圧・直結給水の可否について事前協議の申請がされたものは、改正前の要領の基準により回答する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

4.4 3階直圧・直結給水に係る実施基準

1 目的

この基準は、「3階直圧・直結給水に係る実施要領」（以下「実施要領」という。）に係る事務処理等を円滑に行うため、必要な事項を定めるものである。

2 配水管水圧測定

実施要領第5条に定める配水管水圧測定等については、次により行うものとする。

(1) 測定場所

配水管系統及び給水予定場所との高低差を考慮して、給水予定場所直近の消火栓等を選定する。

(2) 測定方法

自記録水圧計（データログ）等により、標準的な水圧測定のため、連続1週間での測定を原則とする。

(3) 測定結果の処理

換算水圧を算出し回答するものとする。

ア 換算水圧

測定した水圧結果から、移動平均処理を行い急激な水圧変動を除外した、最小値を示す。
なお、測定場所と給水予定場所が道路勾配等により高低差が大きく異なる場合は次式により算定する。

換算水圧 = (移動平均最小値) - (高低差 × 水頭圧)

イ 基準値との比較及び判定

換算水圧と基準値（0.2MPa）と比較し、次により判定する。

①換算水圧が基準値以上となった場合、事前協議による水理計算のうえ、直結直圧給水の可否を判定する。

②換算水圧が基準値以下となった場合、直結直圧給水は認めない。

3 水理計算等

給水管口径等の水理計算は、「給水装置工事施行指針」（以下「施行指針」）あるいは、以下に定めるものとする。

(1) 設計水圧

配水管の最小動水圧は0.2MPaとする。

(2) 同時使用水量

集合住宅等で1世帯あたりの人員が少ない建物（1人/世帯）においては2倍の余裕を見込むこと。また、同時使用を行う給水用具は実際に使用することを想定し以下の用具を必ず1栓程度は含めること。なお、使用水量については「施行指針 第Ⅱ章 表Ⅱ-5-2 用途別吐水量と対応する給水用具の口径に基づくこと。

ア 台所流し

イ 洗濯水栓

また、事務所、店舗等において設置される給水用具が決定されない場合は「施行指針 第Ⅱ章 表Ⅱ-5-3 給水用具の標準使用水量」に基づくこと。

(3) 最低動水圧

最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において最低必要圧力を確保しなければならない。標準的な給水用具の最低必要圧力は「施行指針 第Ⅱ章 表Ⅱ-5-10 給水用具の最低必要圧力」に基づくこと。

また、節水型給水用具等のように動作に標準値以上（例：表Ⅱ-5-10）の圧力を要する用具を設置する場合、メーカー等が設定した水圧を確保しなければならない。

（最低必要圧力とは、給水用具を適切に作動させるために必要な最低圧力のことで、給水用具直前での流水時の圧力をいう）

(4) 管内流速

給水管の管内流速は、ウォーターハンマー等を防止するため 2.0m/s 以下にしなければならない。

4 量水器の選定

3階部分で給水を行うメーターの最低口径は 20mm が望ましい。

5 配管

配管は、次の各号によるものとする。

(1) 空気溜まりを生じる恐れがある場所にあつては空気弁等の設置を検討すること。また集合住宅等の給水立上り管の管頂部には吸排気弁を設置すること。

(2) 衝撃防止措置及び凍結防止のための必要な措置を講ずること。

(3) 複数の立上り管による給水の場合、維持管理が容易な場所に止水栓を設置すること。

(4) 給水管を前後の配管より増径することは認めない。ただし、メーターを地上に置く場合は立上り配管のみ増径可能とする。

また増径は一段階以内とする。

(5) 3階へ給水を行うメーターの二次側には戻り水防止のため逆止弁又は止水栓等を設置しなければならない。

6 その他

(1) 使用頻度の少ない給水用具を設置する場合

戸建て専用住宅等において、屋上散水栓やタンク式トイレ等3階部分に使用頻度の少ない給水用具を1栓設置する場合は、実施要領に定める手続きを実施せず給水装置承認申込書提出時に「三階直結給水用具設置数に係る確約書」（様式11）を添付することで設置することができる。なお、節水型等の給水用具で動作に標準値以上（例：表Ⅱ-5-10）の必要圧力を要する給水用具を設置する場合はこの限りでない。

(2) 配水管と宅盤との高低差が大きい場合

傾斜地等で、擁壁を用いて宅盤を整備している場所などでは2階建て建物の2階部分が、配水管を基準とすると平地での3階部分に相当する可能性がある。

このため、末端給水用具の設置高さが配水管を基点として7.5mを超える水栓が2つ以上ある場合は、1階建ての場合でも、本実施要領に定める手続きを要するものとする。

4.5 直結増圧式給水方式に係る実施要領（解説）

制定 平成 16 年 3 月 23 日

施行 平成 16 年 4 月 1 日

改訂 令和 5 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要領は、直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を使用する給水方式の取扱いを定めるものとし、定めのないものについては、「給水装置工事施行指針」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」（厚生省活衛生局環境部水道整備課監修）によるものとする。

（解説）

- 1 この要領は、貯水槽を経由せず、給水装置に増圧装置を設置して直接給水する場合の取扱いを定めたものである。
- 2 増圧装置は、増圧ポンプ及び逆流防止用機器等で構成されたもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWAB130）及び同企画水道用減圧式逆流防止器（JWWAB134）の適合品（呼び径 20～75mm）とする。

（定義）

第 2 条 直結増圧式給水方式とは、貯水槽を経由せず、給水装置に増圧装置を設置して直接給水するシステムをいう。

（解説）

- 1 直結増圧式給水方式は、配水管の圧力では給水できない建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧装置により補い、これを使用できるようにするものである。
- 2 直結増圧式給水方式は水道法上の給水装置である。
- 3 増圧装置により高置水槽まで直結給水する方式も含まれるが、この場合は、貯水槽水道の貯水槽（高架水槽）として扱うこと。
- 4 増圧装置を多段に設置する方式は認めない。

（対象建物）

第 3 条 対象とする建物は、増圧装置の口径が 75mm 以下とする。なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取扱う工場等で、水質汚染を発生する可能性がある場合は、貯水槽方式による給水をする。貯水槽方式の詳細はⅡ-4-1 及びⅡ-7-1 を参照すること。

（解説）

- 1 建物の階高は特に規定しない。

目安として、口径 75mm では 15 階 140 戸程度、口径 50mm では 10 階 30 戸程度とする。

（給水管の分岐口径）

第 4 条 配水管から分岐する給水管口径は、配水管の管径より 2 段階以下とする。

- 1 配水管の水圧，周辺給水能力に支障を及ぼすおそれがあると判断されたときは，増圧給水を認めない。

(解 説)

- 1 配水管からの分岐口径は他の給水方式と同様に2段階以下とする。
- 2 配水管の水量，周辺の水圧低下が懸念される地域等で直結増圧式給水方式を行う場合は，柏市上下水道局にて配水管及び周辺への給水に支障がないか確認を行う。

(他の給水方式との併用)

第5条 直結直圧方式及び貯水槽方式との併用は認めるものとする。ただし，給水管の分岐口径範囲内とする。また，直結直圧方式と併用する場合は，直圧給水階高は2階までとする。

(解 説)

- 1 維持管理，経済性等から同一建物内の給水方式は，1給水方式が望ましいが，利用者の利便性を考慮し，給水管の分岐口径範囲内で認めるものとする。
- 2 直圧給水高は2階までとする。
- 3 他の給水方式との併用を行う場合は，他の給水系統と誤って接続されないよう装置を施すこと。

(増圧装置)

第6条 増圧装置の口径はφ75mm以下とし，その選定等については，次の各号に掲げる事項によること。

1 増圧装置の選定

増圧装置の選定は，安定した給水を確保するため，建物の瞬時最大給水量及び給水する高さ（揚程）等を把握し，その目的にあった性能の機種を選定すること。

2 増圧装置の仕様

増圧装置は，水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し，配水管への影響がなく，安定した給水ができるものであること。

3 増圧装置の設置

増圧装置の設置にあたっては，配水管及び周辺家屋に悪影響を与えず，安定した給水が確保され，かつ，当該装置の機能を有効に活用できる適切な設置場所とすること。

(解 説)

- 1 瞬時最大給水量及び増圧装置による増圧圧力を正確に把握し，増圧装置口径を選定すること。

2 始動・停止による配水管への圧力変動が極小であり、ポンプ運転による配水管の圧力に動脈がないこと。

3 引込側の水圧が異常低下した場合には自動停止し、水圧が復帰した場合には自動復帰すること。

4 増圧装置の機能が有効に働くよう給水管延長、給水管口径に留意すると共に、負圧及びインチング現象が発生しないよう考慮する必要がある。

(給水管口径の決定)

第7条 直結増圧式給水方式における給水管等の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出し口径等摩擦抵抗法によって決定する。

(解説)

1 給水管等の口径決定にあたっては、瞬時最大給水量を適切に設定しなければならない。

(逆流防止装置)

第8条 逆流防止装置は、給水の安全性を確保する手段として設置するものであり、次の各号に掲げる事項によること。

1 基本事項

逆流防止装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。

2 逆流防止装置の選定

建物の用途、装置の特性及び水の使用実態にかなう、逆流防止装置（原則として減圧式逆流防止器とする。）を選定すること。

3 設置場所

逆流防止装置は、給水の安全性(汚染、汚濁防止)を確保すると共に、施工性、保守管理の容易性等を考慮し、最も効果的な箇所に設置すること。

(解説)

1 給水装置における逆流は、給水圧力の不足、負圧、高低差及び逆圧等によって発生する。この逆流を防止するために、適切な逆流防止装置を設置しなければならない。

2 選定にあたっては、建物用途、逆流防止装置の構造等を考慮する必要がある。

3 設置場所は、点検などが容易であり、かつ損傷、凍結等の恐れのない箇所であること。

(メーターの設置)

第9条 メーターの設置は柏市水道事業給水条例施行規程第14条の規定による。

(既設建物の直結増圧式給水方式)

第10条 貯水槽以下給水設備から切替えを行う場合、厚生労働省健康局水道課長通知「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」に準拠するものとする。

(解 説)

- 1 貯水槽以下給水設備から切替えを行う場合、厚生労働省健康局水道課長通知「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」に準拠する。ただし、実施する耐圧試験については0.75MPaとし、給水装置工事承認申込時に水質及び塗料の検査結果を報告すること。

(共用給水栓等の設置)

第11条 直結直圧方式の共用栓等を設置すること。

(解 説)

- 1 増圧装置の故障、保守点検、修理及び停電に備えて、直結直圧方式の共用水栓を設置すること。

(保守点検)

第12条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回以上保守点検を行い機能等の確認を行うこと。

(解 説)

- 1 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置の機能維持の観点から専門知識を持って関係者により保守点検を実施することが必要である。

(事前協議)

第13条 この要領に基づき給水をうけようとするものは、給水装置承認申込を行う前に、十分協議を行うものとする。

(解 説)

- 1 直結増圧式給水が適切であるかを確認するため、申込者は給水装置承認申込前に、次の書類を提出して協議を行うものとする。

(1) 案内図

(2) 平面図

(3) 立面図

(4) 系統図

(5) 配水本管から宅内末端水栓までのポンプメーカー算出の水利計算書

(6) その他(本要領第10条に該当する場合は、給水装置工事承認申込時までに水質及び塗料の検査報告書を提出)

(給水装置工事の申込)

第14条 直結増圧式給水方式による工事申込をする場合は、給水装置(新設、改造、修繕、撤去)承認申込書によるものとし、その際次の書類を添付するものとする。

(1) 直結給水用増圧装置設置条件承諾書

(2) 協議回答

(3) 水利計算書

第15条 増圧装置を含む給水装置工事は、全て設置者等の負担とする。また、保守点検に係る費用についても同様である。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

4.6 直結増圧式給水方式に係る実施基準

1 趣旨

この基準は、別に定める「直結増圧給水方式に係る実施要領」（平成16年3月23日制定、以下「実施要領」という。）に係る事務処理の適切な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 水理計算

給水管口径等の水理計算は、次により算定するものである。

(1) 設計水圧

配水管の設計最小動水圧は、0.15MPaとする。

(2) 瞬時最大給水量

ア 集合住宅の場合

① 戸数から予測する場合

「優良住宅部品認定基準（BL規格）による計算」で算出する。

② 居住人数から予測する場合

ただし、1世帯あたりの人員が少ない建物（1人/世帯）については人員の2倍の余裕を見込むこと。

※算出式についてはⅡ-5-3「②集合住宅等における同時使用水量の算定方法イ及びウ」に基づくこと。

イ 集合住宅以外（設置給水用具が明確）の場合

「給水栓の同時使用率」または「給水用具単位」等を用いて算定する。

ウ 集合住宅以外（設置給水用具が未定）の場合

Ⅱ-5-2「表Ⅱ-5-3 給水用具の標準使用水量」に基づくこと。

(3) 管内流速

増圧装置の流入側の給水管流速は、2.0m/s以下とすること。

(4) 増圧装置による増加圧力

増圧装置の増加圧力は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定すること。

$$P_P \geq P_1 + P_2 + P_3 + P_4 + 0.05\text{MPa} - P_0$$

P_P ：増圧装置による増加圧力

P_1 ：高低差による圧力損失

P_2 ：給水管摩擦及び器具の圧力損失（継手、弁類を含む）

P_3 ：メーターの圧力損失

P_4 ：逆流防止器の圧力損失

0.05MPa：給水装置内の末端または最高位での最小動水圧

P_0 ：増圧装置入口圧力

注) P_0 ：配水管最小動水圧から増圧装置までの給水装置の圧力損失を減じたもの。

3 増圧装置及び設置方法等

増圧装置の設置方法等は次の各号の事項によるものとする。

(1) 増圧装置の口径は、増圧装置流入側の給水管口径と同等以下とする。

(2) 原則として、一建物1ユニットとする。

ただし、同一敷地内の複数棟へ給水を行い、瞬時最大給水管流速が増圧装置流入側において2.0m/s以下である場合は、複数建物1ユニットで給水できるものとする。

(3) 原則として、一階以下または地階部分に設置すること。

また、配水管より低いところに設置する場合は、給水管を一度地上に上げて吸排気弁を設置すること。

(4) 自動停止の設定水圧は0.07MPaとし、自動復帰の設定水圧を0.1MPaとすること。

(5) 適切な防振対策及び防音対策を施すこと。

4 増圧装置以下の配管

増圧装置以下の配管は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 停滞空気が生じない構造とすること。

(2) 衝撃防止および凍結防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 立上り管の最頂部に、吸排気弁等を設置すること。なお、必要に応じて、配管上で空気の溜まりやすい位置にも、吸排気弁を設置すること。

(4) 逆流防止器を設置する場合、点検作業スペースの確保について考慮すること。

(5) 給水管の口径を流水音の低減、損失水頭の軽減、水撃圧の緩和等の理由から立上り配管などで、前後の配管より増径する場合は、2段階以内とし、末端の吐出口は経由したメーターより小さくすること。

(6) 各戸にメーターを設置する場合、検針およびメーター交換等維持管理に支障とならない配管とすること。

(7) 低階層等で、給水圧が過大になる場合には、必要に応じて減圧弁等を設置すること。

5 減圧式逆流防止器

減圧式逆流防止器を設置する場合は、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 流入側にストレーナーを設置すること。

(2) 適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。

(3) 建物内または地上に設置することを基本とする。なお、建物内に設置する場合は、排水先を考慮すること。

6 保守管理

増圧装置を含む給水装置の管理責任は、所有者にあり、次の事項に留意すること。

(1) 増圧装置の異常、故障時に備え、外部警報盤を管理人室等に設置するとともに、管理業者と維持管理契約を結ぶなどし、緊急時の対応を図ること

(2) 増圧装置の異常，故障時に備え，増圧装置本体にメーカー等の連絡先を明示すること。

附則

この基準は，平成 16 年 4 月 1 日から施工すること。

附則

この基準は，平成 20 年 4 月 1 日から施工すること。

附則

この基準は，平成 24 年 4 月 1 日から施工すること。

附則

この基準は，令和 5 年 9 月 1 日から施工すること。

4.7 給水装置舗装先行工事要綱

制定 平成 10 年 4 月 1 日

施行 平成 10 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共事業、土地区画整理事業および開発行為等の道路舗装工事に先行して給水装置の一部を布設する工事について必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「給水装置の一部を布設する工事」(以下「舗装先行」という)とは、配水管から分岐し、敷地内の止水栓先までの給水装置工事をいう。
- (2) 「申込者」とは、舗装先行の申込みをする者をいう。
- (3) 「地権者」とは、舗装先行を行う工事場所の土地を所有する者、土地区画整理事業(以下「区画整理」という)においては仮換地指定および使用収益開始等の通知を受けた者をいう。
- (4) 「受任者」とは、柏市水道事業給水条例(以下「給水条例」という)第 11 条に定める舗装先行を施工する指定給水装置工事事業者をいう。
- (5) 「管理者」とは、柏市上下水道事業管理者をいう。
- (6) 「検査員」および「検査員補助員」(以下「検査員等」という)とは、管理者が指定する職員をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路管理者等が施行する道路の新設または改良等の工事区間において、申込者が道路管理者等の了承を経て、舗装先行の申込みがあり、必要と認められるもの。
- (2) 大臣、知事、市長のいずれかが認可した区画整理にあつて、地権者の確約があつて、区画整理事業者から舗装先行の申込みがあり、必要と認められるもの。
- (3) 大臣、知事、市長のいずれかが許可した開発行為にあつて、申込者から複数箇所の舗装先行の申込みがあり、必要と認められるもの。
- (4) 上下水道局が施行する配水管布設工事区間において、申込者から舗装先行の申込みがあり、配水管布設工事と同時施工することが適切と認められるもの。
- (5) 申込者施行による配水管布設工事(自己施行)においても、当該配水管を上下水道局所管とみなし前(4)を準用する。
- (6) 他工事(汚水、雨水、ガス等)との同時施工で、申込者から複数箇所の舗装先行の申込みがあり、必要と認められるもの。

(給水条例等との関係)

第4条 工事の施行にあたっては、給水条例および同施行規程並びに柏市給水装置工事施行指針を遵守しなければならない。

(工事の承認申込等)

第5条 工事の承認申込みにあたっては、次の各号の書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水装置（舗装先行）工事承認申込書
- (2) 舗装先行確約書
- (3) 舗装先行確約書（土地所有者が異なる場合）
- (4) 案内図
- (5) 平面図および断面図
- (6) 工事場所の公図および土地登記簿謄本
- (7) 区画整理関係資料
- (8) その他管理者が必要と認めた書類

2 承認申込みは、代表者が取りまとめて申込みすることができる。ただし、各申込者から代表者への委任状および各申込者の確約書を管理者に提出しなければならない。

3 土地所有者が申込者と異なる場合の申込みにおいては、申込者および受任者、並びに各地権者の確約書を管理者に提出しなければならない。

4 布設する給水管の口径や引込み箇所は、分譲地等の状況（区画面積や将来計画）や量水器の設置箇所を十分考慮し、設定しなければならない。なお、口径50ミリ以上の給水管を布設する場合は、建築計画等の資料を管理者に提出しなければならない。

5 口径75ミリ以上の給水管を布設する場合は、上下水道局発行の『自己施行の手引き』に基づき設計し、事前に管理者の確認を受けなければならない。ただし、切管の最小寸法等はこの限りではない。

6 承認後、申込みの内容に変更が生じた場合は変更承認申込み、事業の中止等で実施しない場合は取下げ届を管理者に提出しなければならない。

(承認の条件)

第6条 承認条件は、次の各号のものとする。

- (1) 「舗装先行で施工した給水装置」（以下「給水装置」という）は、工事完了後10年以内に給水条例第10条に定める承認を受けなければならない。なお、給水条例第11条に定める工事検査を受け合格と認められるまでは申込者または地権者の管理となるため、適切に維持管理するとともに、上下水道局および第三者に損害を及ぼした場合はその責任を負わなければならない。
- (2) 給水装置の道路の占有は占有開始から10年間とし、占有期間内に前(1)の承認のないものは、上下水道局による、申込者または地権者への事前の通知のない撤去を容認したものとみなす。
- (3) 給水装置が申込みの土地の形状と異なる敷地設定等で不要となったとき、あるいは移設若し

くは撤去が必要と管理者が認めたときは、申込者または地権者の負担により撤去しなければならない。

(4) 給水装置にて水道水の無断使用が確認されたときは、管理者の算定する金額を申込者、受任者または地権者が支払わなければならない。

(5) 申込者または地権者が第三者に売渡しまたは譲渡するときは、前記各号をその者に引き継がせなければならない。

(施工範囲及び留意事項)

第7条 舗装先行の施工範囲および留意事項は、次の各号のものとする。ただし、維持管理上必要と認められたときは、別の条件を付加することができる。

(1) 止水栓以降の配管は原則0.5m以上で布設し、地上に露出してはならない。ただし、口径40ミリ以上のものは別途協議できるものとする。

(2) 布設後は通水試験を行い、止水栓を完全に閉めた状態とし、配管末端に閉栓キャップ等を設置するとともに上下水道局の指定する表示杭を設置しなければならない。

(工事承認)

第8条 管理者は、給水装置（舗装先行）工事承認申込書類を審査し、適当だと認めたときは、審査・検査手数料の納付書を発行し通知する。

(工事着手等)

第9条 申込みが承認され、工事に着手するときは、事前に着手届および工程表を管理者に提出しなければならない。なお、口径40ミリ以上の取出し工事は、検査員等の立ち合いが必要となる。

(工事検査の申込み)

第10条 工事が完了したときは、速やかに次の各号の書類を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 給水装置（舗装先行）工事完工検査申請書

(2) 給水装置（舗装先行）工事設計及び精算書

(3) 給水装置（舗装先行）工事自主検査報告書

(4) 案内図および平面図

(5) 給水装置（舗装先行）施工票

(6) 工事施工写真（通水試験を含む）

(7) その他管理者が必要と認めたもの

(工事検査)

第11条 検査は完工検査書類および現場検査をもって、検査員等が行うものとする。現場検査にお

いて境界杭を基準に測量を実施するため、受任者は2名以上の人員を確保しなければならない。また、検査員等は必要に応じ通水試験を行うことができる。

なお、管理者または検査員等の責によらない理由により検査日に現場検査が完了しない場合は、検査を中止し、追加の完工検査手数料を支払い後日再検査をすること。

附則

(施行月日)

- 1 この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に申請のあったものについては、従前の規定を適用する。

附則

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行月日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

4.8 貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

1 目的

この基準は、災害時に貯水槽内の水道水を有効活用できるようにするため、貯水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いに必要な事項を定めるものとする。なお、この基準に定めのないものについては「給水装置工事施行指針」によるものとする。

(解説)

この基準は、貯水槽を有する共同住宅等が、災害時に貯水槽の水を応急給水として使用できるための基準を定めるもの。

2 適用の対象

この基準の対象は、次のすべての項目に適用となるものとする。

- (1) 貯水槽を有し、一次側に量水器の設置がなく、各戸に設置した量水器により検針している建物の場合。
- (2) 原則として100世帯以上のマンション等の共同住宅もしくは貯水槽の有効容量が30立方メートル以上の容量を確保しているもの。
- (3) その他、上下水道事業管理者が認めるもの。

(解説)

- (1) この基準で対象とする建物は、各戸メーターにより検針している建物が対象となる。貯水槽の一次側にメーターが設置されている建物は、水を使用した場合にメーターを通過しているため、使用水量が把握できるため、この基準の対象外になる。
- (2) 非常用給水栓を設置するマンション等の共同住宅は、応急給水所としての役割を担うため、100世帯以上を有しているもしくは貯水槽の容量が30立方メートル以上を確保しているかのいずれかの条件を満たしているものが対象になる。

3 適用の条件

災害により上下水道局から水が供給されず、かつ、停電等により貯水槽のポンプが作動しないため各戸に給水できない場合のみ使用できるものとする。

(解説)

上下水道局からの給水が断水しても通電している場合は、貯水槽に蓄えている分の水を利用することができる。

また、停電により貯水槽のポンプが停止し各戸に給水できなくなっても、水道水が供給されている場合は、直結共用栓で給水することができる。

単に水道が断水したから、停電により加圧ポンプが止まったからといった理由だけでは使用することはできない。両方の条件がそろった時に使用することができる。

4 水道料金の適用

- (1) この基準により設置する非常用給水栓については、災害時に貯水槽内の水道水を応急給水として有効活用することを目的とするため、水道料金については適用しないものとする。
- (2) 上記(1)の適用は、本基準の3の規定に適合しなくなったと認めるときまでとする。

(解説)

非常用給水栓は災害時にのみ使用できることとしているため、通常的生活用水とは異なり、応急給水としての役割を果たすことから水道料金については適用しないものとする。

水道料金を適用しない期間は、上下水道局からの給水が開始されたとき、または、停電が解除されたときのいずれかにより貯水槽機能が復活し、本基準の規定に適合しないと認めるときまでとする。

5 設置の条件

非常用給水栓を設置する場合、次の各号に掲げる設置条件を遵守するものとする。

- (1) 非常用給水栓には量水器を設置せず、通常時に容易に使用することが出来ないように封印を施すものとする。
- (2) 非常用給水栓は、口径20mm以下とすること。なお、給水栓の数は申請時に上下水道局と協議により決定するものとする。
- (3) 非常用給水栓の取出し位置は、貯水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (4) 既設貯水槽に非常用給水栓を設置する場合、貯水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。
- (5) 住民への周知方法として、上下水道局指定のプレートを見やすい場所に表示すること。
- (6) 上下水道局へ設置の申請を届けること。
- (7) その他、上下水道事業管理者からの指示があった場合。

(解説)

- (1) 非常用給水栓は、災害時に使用するものであり、通常時の使用を認めていないので、封印して、住民が普段は使用出来ないように対策を施しておくこととする。
- (2) 非常用給水栓(蛇口)の口径は、過大なものは避け、通常一般に使用している口径13mmか20mmとし、給水栓の水栓数については上下水道局と協議して決めるものとする。
- (3) 非常用給水栓の取出し位置は、貯水槽内の濁り等に気をつけるため、底部の排水管付近は避け、有効水量の範囲内から取り出すものとする。
- (4) 改造により既設の貯水槽に給水栓を設置する場合は、貯水槽の強度や耐久性に影響を及ぼすことのないよう施工方法に注意すること。
- (5) 非常用給水栓を設置した場合には、通常時の使用ができないことを住民に周知するため、設置者は上下水道局指定のプレートを設置すること。
- (6) 設置にあたっては上下水道局に届け出を行い、新規または改造の図面を作成すること。
- (7) 特段条件を提示しなければならない時は上下水道局の指示に従うこと。

6 維持管理及び点検等

- (1) 非常用給水栓の設置者は、非常用給水栓の管理者(以下、管理者とする)を定め、すみやかに上下水道局へ「非常用給水栓管理者選任(変更)届」(様式Ⅲ)を提出するものとし、管理者の変更があった場合も速やかに同様の届出をするものとする。
- (2) 管理者は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - ・非常用給水栓を適正に管理及び点検をすること。点検結果について、年1回「非常用給水栓定期点検報告書」(様式Ⅳ)を上下水道事業管理者に提出すること。

・非常用給水栓を使用したときは、遅滞なく「非常用給水栓使用届」(様式V)により使用日時を上下水道局に報告すること。

(解説)

(1) 設置者は、非常用給水栓の管理者を選任し、上下水道局に管理者選任の届出を提出することとし、管理者の変更があった場合は、遅滞無く変更の届出を行うものとする。

(2)

・管理者は、非常用給水栓の維持管理を行い、封印が破られて無断使用されることがないように管理に努めるものとする。

また、年1回点検を実施し「非常用給水栓定期点検報告書」(様式IV)により上下水道局に点検結果と写真を添付して提出する。

・管理者は、非常用給水栓を使用した場合、応急給水終了後遅滞無く「非常用給水栓使用届」(様式V)を上下水道局に提出するものとする。

7 設置の申込

設置者は、設置の申込をする場合、上下水道事業管理者に次の書類を添えて提出すること。

(1) 非常用給水栓設置届(様式I)

(2) 非常用給水栓確約書(様式II)

(3) 非常用給水栓管理者選任(変更)届(様式III)

(解説)

非常用給水栓を設置する場合、非常用給水栓設置届と非常用給水栓確約書、非常用給水栓管理者選任(変更)届を添えて提出する。この際に、非常用給水栓にはメーターを設置しないため水道番号が無いが、親メーターの水道番号により処理するものとする。

8 承諾及び検査

(1) 上下水道事業管理者は、非常用給水栓設置申請書類を審査し、適当だと認めるときは、「非常用給水栓設置承諾書」により設置者に通知する。

(2) 非常用給水栓設置工事終了後、上下水道局による工事完了検査を実施するものとする。工事完了と認められた後、検査職員により水栓を封印するものとする。

(解説)

上下水道局に非常用給水栓工事終了後は、検査職員による立会い検査を実施し、検査合格後に他の者が使用できないよう封印する。

9 立入点検

上下水道事業管理者は、非常用給水栓設置後、必要に応じて管理者立会いのもと上下水道局による点検を実施す

ることができる。

(解説)

上下水道局は、非常用給水栓設置後、必要に応じて維持管理状況の確認を行うために、立入点検を実施する。

10 廃止

設置者は、次の各号のいずれかに該当し、非常用給水栓の廃止したときは上下水道事業管理者に「非常用給水栓廃止届」(様式VI)を提出する。

(1) 本基準の2の規定に適合しなくなったとき。

(2) 貯水槽の使用が必要なくなったとき。

(解説)

設置者は、非常用給水栓の必要がなくなったときは、上下水道局に廃止届を提出する。

11 撤去

上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、設置者に非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 本基準の3の規定に反した非常用給水栓の使用があったと認められるとき。

(2) 本基準の5の規定を満たさない場合。

(3) 上下水道局からの改善指導に従わない場合。

(解説)

上下水道事業管理者は、設置者が設置した非常用給水栓の不正な使用があった場合や管理ができない場合は、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

12 費用負担

非常用給水栓の申込み、設置、廃止及び撤去に係る費用は、すべて設置者の負担とする。また、保守点検、修理等に係る費用についても同様とする。

(解説)

通常の工事と同様、申込費、工事費及び付帯工事に係る費用はすべて設置者の負担である。また、保守点検や修理に係る費用も同様である。

13 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定めるものとする。

(施行月日)

1 この取扱基準は、平成30年4月1日から適用する。

2 この取扱基準は、令和5年9月1日から施行する。

4.9 水道直結式スプリンクラー設置基準

1 目的

消防法施行規則の一部改正省令（平成19年6月13日公布）及び、消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について（平19年12月21日通知）に伴い、水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められるものについて必要な事項を定めるものとする。

ただし、断水時や配水管の水圧が低下した時等は正常な効果が得られない旨を確実に申込者に了知させ、後述の設置条件承諾書を給水装置承認申込書に添付し、提出すること。

2 適用の対象とするもの

消防法施行規則別表に該当する建築物のうち、水道直結式スプリンクラーを設置する建築物について、給水装置として認められるもの。また該当しない建築物において、水道直結式スプリンクラーの設置を行うものについて対象とする。

加えて、これら建築物の水道直結式スプリンクラー設備のうち、水道法でいう給水装置において、スプリンクラーヘッドおよび後述する配管末端部の給水用具までについて本基準を適用する。

3 事前協議について

後述の要件に基づく資料と水理計算書が給水装置承認申込書に添付されていれば事前協議は不要とするが、不明な点については消防法に規定された消防設備士及び上下水道事業者と確認及び協議を行うこと。

4 提出書類

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書
- (2) 監修した消防設備士の免状の写
- (3) 水理計算書および立面図等

場合によっては配水管測定水圧結果、スプリンクラーヘッド等の仕様書やカタログの写等。

ただし、水理計算書は消防設備士ではなく、指定給水装置工事事業者が作成し、(2)の者が内容について確認したもので可とする。

- (4) その他、上下水道事業管理者が指定するもの

5 設計条件

消防法施行規則に係る建築物の場合の水道直結式スプリンクラー設備については、所管の消防局、消防署の指示によること。

(1) 配水管設計圧力

当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

① 通常の設計水圧

設計水圧は増圧給水方式に準じる。(0.147MPa)

② 0.147MPaで作動圧力、水量が確保できない場合

3階直結直圧給水方式における配水管水圧測定に基づく測定の結果によって、設計水圧を0.2MPaとすることができる。ただし、測定水圧が0.2MPa以上だったとしても0.2MPaとして扱う。

以上のことから、水道直結式スプリンクラー設置の計画がある場合は、事前に消防法に規定された消防設備士及び上下水道事業者の確認及び協議を行うことが望ましい。

(2) 設計水量

①水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、各スプリンクラーヘッドの放水量は15L/Min（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/Min）以上の放水量が必要であること。

また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60（120）L/Min分以上を確保する必要があること。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。

(4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

(5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。例として、配管の末端にトイレや手洗い等の給水用具を設置する等。

(6) 逆流防止のため、分岐部に逆流防止弁等を設置すること。

6 関係法令の遵守等

この基準に定めない事項については、水道法及び柏市水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。